

保険(生命保険) 基礎の基礎

慶應義塾大学
2014年2月21日資料

コピーライトは著者に帰属します

生命保険の用語 1

1. 保険者:ここでは保険会社のことと考えてください。これは保険制度のインフラを設営し、保険金を支払う義務を負う者です。
2. 保険契約者:保険制度の利用者です。保険料の負担義務を負います。
3. 被保険者:生命保険契約では、その人の生死が保険金支払の契機となるその対象となる人です。
4. 保険金受取人:保険者から保険金を受取る者をいいます。

生命保険の基礎

生命保険の用語 2

1. 保険事故:保険金請求の契機となる事象をいいます。生命保険契約の場合は被保険者の生存または死亡が保険事故となります。
2. 告知:健康状態など保険の引き受けをするために重要な事柄を保険契約者または被保険者から告知してもらう制度です。現在では告知書など会社が用意したものに回答する形で告知がなされます。
3. 保険給付:保険事故が発生した場合に保険者から給付されるものです。生命保険契約・傷害疾病定額保険契約では「金銭」に限られます。
4. 保険料:保険者が請負う保障の対価として保険契約者が支払うものです。

生命保険の用語 3

〔設例問題〕

サザエさんは毎月4000円を支払って、マスオさんが死亡したときに息子タラオに3000万円の保険金が支払われる、という契約を磯野生命保険株式会社と交わしました。

このとき次に該当する人や数値は何でしょうか

保険契約者：

保険者：

保険事故：

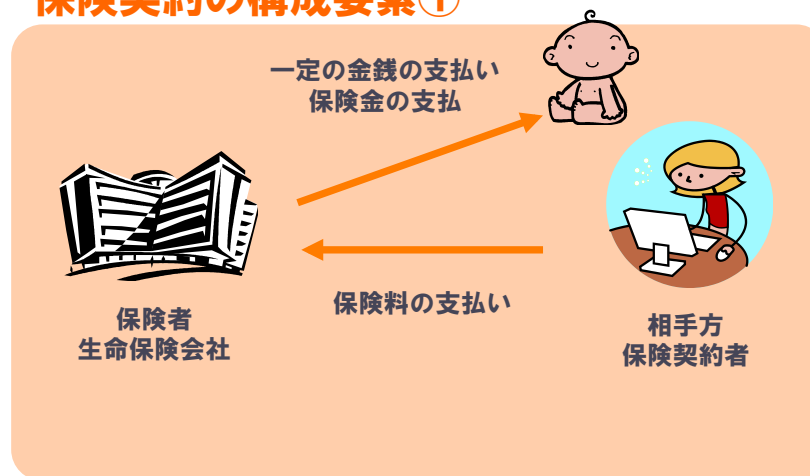
被保険者：

保険金受取人：

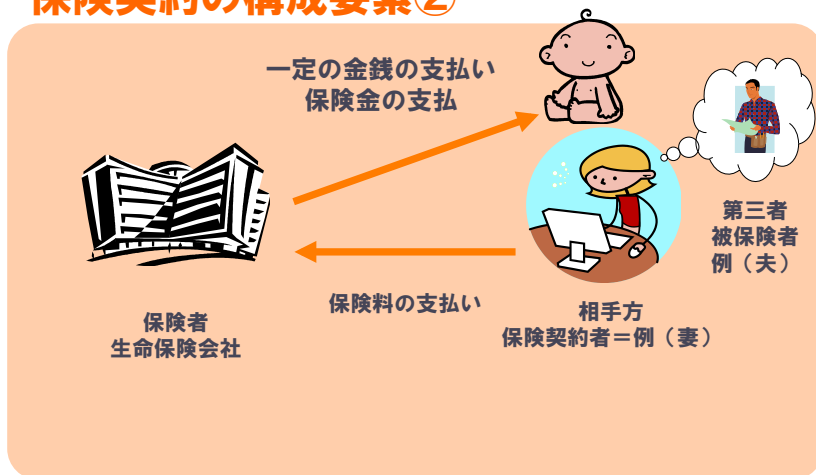
保険金額：

保険料：

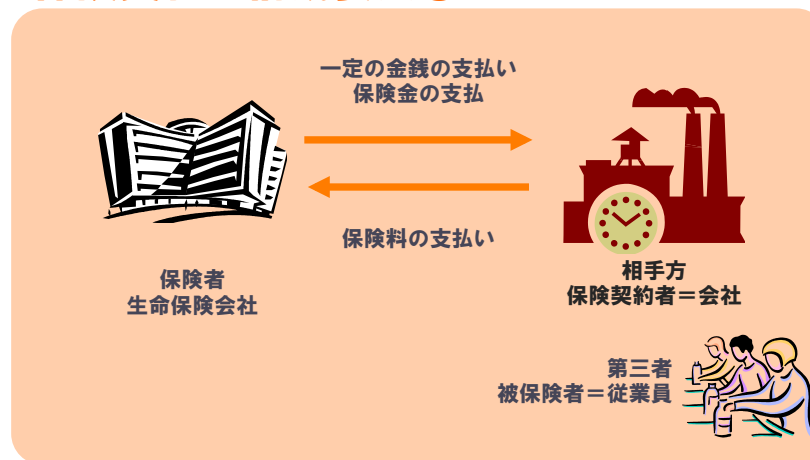
保険契約の構成要素①



保険契約の構成要素②



保険契約の構成要素③



生命保険と損害保険①

生命保険

1. 定額保証
2. 「人」が対象
3. **長期的な保障が多い**
4. 医療保険も販売
代表例
a. 定期保険・終身保険
b. 養老保険
c. 医療保険

損害保険

1. 実損填補
2. 基本的に「物」が対象
3. **短期的な保障が多い**
4. 医療保険も販売
代表例
a. 自動車保険
b. 火災保険
c. 医療保険

生命保険と損害保険②

生命保険

第1分野

定期保険
終身保険
養老保険 など

損害保険

第2分野

自動車保険
火災保険
海上保険 など

第3分野

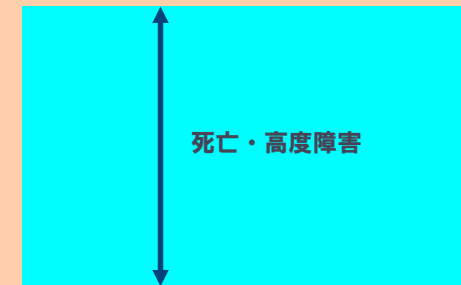
医療保険
がん保険
介護保険 など

生命保険の代表的商品

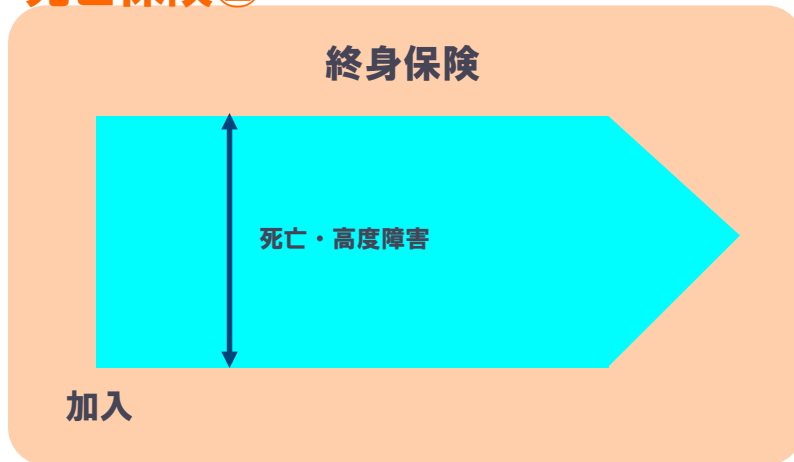
商品類型	保険事故	代表的な商品
死亡保険	被保険者が死亡したとき	定期保険 終身保険
生存保険	被保険者が一定期間経過後に生存しているとき	年金保険などがあるが、純粋な生存保険はない 本当の純粋生存保険は過酷な状態を生み出す可能性がある。
生死混合保険	被保険者が保険期間内で死亡するか、保険期間の一定時に生存しているとき	養老保険

死亡保険①

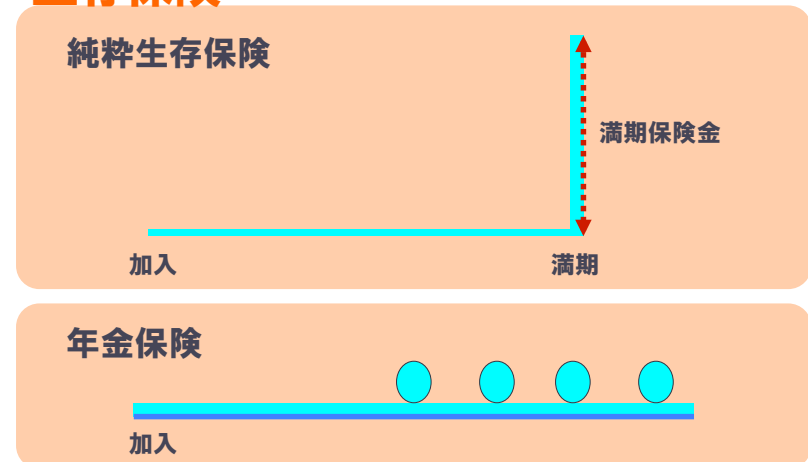
定期保険



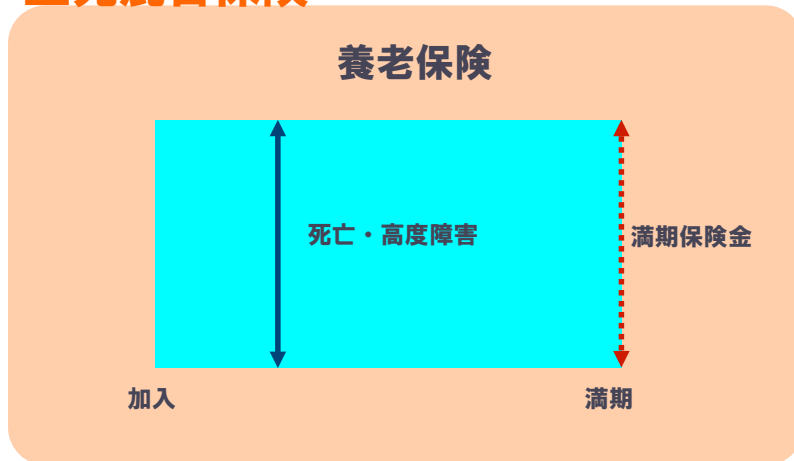
死亡保険②



生存保険



生死混合保険



新たな保険法の概説

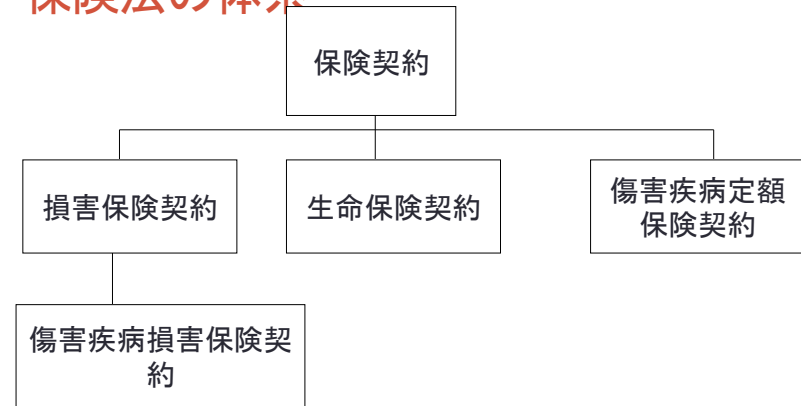
新たな保険法の概説

- 商法制定(約100年前)から保険法に関する条文は変化がなかった
- 時代の変化に伴う問題に即するには古くなった
- 主に以下の追加・変更を行った
 1. 医療保険などを扱う契約上の条文を設定した
 2. 告知義務を質問応答義務に変えた
 3. 旧商法では何が「強行規定」で何が「任意規定」かが明確でなかったものを明確化した(しかし、充分ではない「片面的強行規定」は分かるが、本当の強行規定がどれなのかは別に判断しなければならない)
 4. 保険金支払いに関する条文を追加した
 5. 新たな判例に対応する条文を追加した
- これに伴い従来から問題になっていた事柄についても決着をつけた→これの最大の問題は「保険料不可分の原則」の不採用である

保険法制定の周辺

- 保険法では共済のような民法組織も視野に入れると商法の配下とするわけにはいかなかった
- 現在、民法改正が行われており、新たに「債権法」が制定される(予定)
- 長く、日本では商法と民法が並立していたが、これは諸外国では一般的ではない
- 約100年前日本商法典はドイツ人法学者ロesslerが起草をした
- 当時のドイツは統一間もないころで、統一される前には領土相互間における商取引を円滑に行うために一般商法典(das Allgemeine Deutsche Handelsgesetz 1861)が先に制定され、ドイツ統一(1871年)の後、統一国家としての民法が制定されたこともあって、改めて商法典は制定されたが(1897年)若干のオーバーラップも許して並列となった
- 現在、これらの観点が整理され、浩瀚な債権法が制定される可能性が高い
- これは本体の民法以外に影の民法というべき緻密な解釈論があり、それと判例を極力取り込む形になるだろう
- それでは保険法は民法の特別法としての位置を得たのかといえば、例えば賃貸借が民法にあり、その特別法としての借地借家法がある、という形式にはなっていない。保険法は在所のない感じがしているが、ここでは民法の一般原則に従うことが明らかな部分はその影響下にあるということにして、議論を進めることにする。

保険法の体系



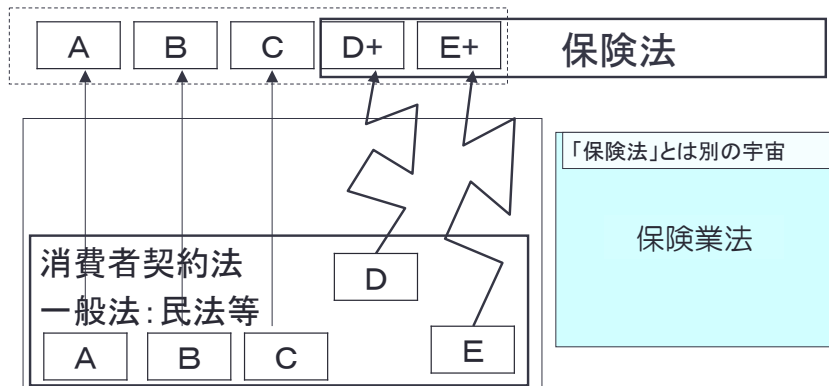
保険法 第1章 総則

(趣旨)

第一条 保険に係る契約の成立、効力、履行及び終了については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

- 成立・効力・履行・終了
- 他の法令とは→主に民法(消費者契約法)

法律のヒエラルキー



- 一般的なルールとして性質の許さないものを除きデフォルトとして民法などの一般的な法が適用
- 基礎となる法をそのまま使用すると不都合な場合は何らかの手当てをしないとデフォルトルールが適用されてしまう

保険法 第1章 総則

二 保険者 保険契約の**当事者のうち**、保険給付を行う義務を負う者をいう。

三 保険契約者 保険契約の**当事者のうち**、保険料を支払う義務を負う者をいう。

四 被保険者 次のイからハまでに掲げる保険契約の区分に応じ、当該イからハまでに定める者をいう。

イ 損害保険契約 損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者

ロ 生命保険契約 その者の生存又は死亡に関し保険者が保険給付を行うこととなる者

ハ 傷害疾病定額保険契約 その者の傷害又は疾病(以下「傷害疾病」という。)に基づき保険者が保険給付を行うこととなる者

保険法 第1章 総則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保険契約 保険契約、共済契約その他いかなる**名称であるかを問わず**、当事者の一方が**一定の事由**が生じたことを条件として**財産上の給付**(生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあつては、**金銭の支払に限る**。以下「保険給付」という。)を行うことを約し、相手方がこれに対して**当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料**(共済掛金を含む。以下同じ。)を支払うことを約する契約をいう。

保険法 第1章 総則

五 保険金受取人 保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるものをいう。

○ 損害保険契約の保険金受取人は？

☆ まず「損害の填補を受ける人は既に決まっている」→被保険者

☆ 損害保険契約で被保険者が受け取るものは「金銭」とは限らないので「保険金」受取人とはならない

保険法 第1章 総則

六 損害保険契約 **保険契約のうち**、保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約するものをいう。

七 傷害疾病損害保険契約 **損害保険契約のうち**、保険者が人の傷害疾病によって生ずることのある損害(当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限る。)をてん補することを約するものをいう。

保険法 第三章 生命保険 第一節 成立

(告知義務)

第三十七条 保険契約者又は被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、**保険事故**(被保険者の死亡又は一定の時点における生存をいう。以下この章において同じ。)の**発生の可能性**(以下この章において「**危険**」という。)に関する**重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの**(第五十五条第一項及び第五十六条第一項において「告知事項」という。)について、事実の告知をしなければならない。

保険法 第1章 総則

八 生命保険契約 **保険契約のうち**、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの(傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。)をいう。

九 傷害疾病定額保険契約 **保険契約のうち**、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものをいう。

保険法 第三章 生命保険 第一節 成立

(被保険者の同意)

第三十八条 生命保険契約の**当事者以外の者**を被保険者とする死亡保険契約(保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約をいう。以下この章において同じ。)は、**当該被保険者の同意**がなければ、その効力を生じない。

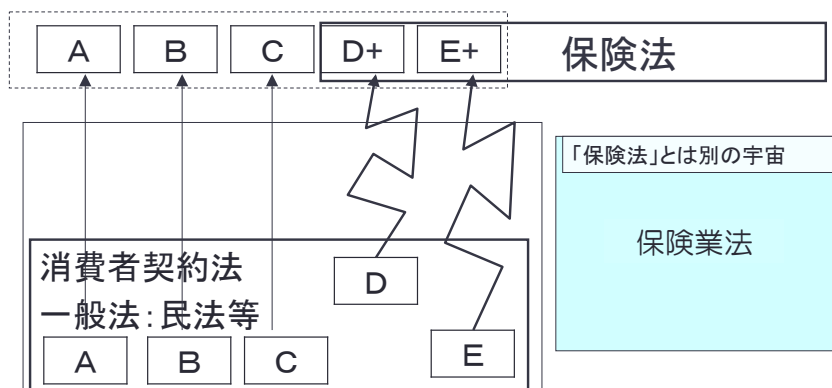
保険法 第三章 生命保険 第一節 成立

(強行規定)

第四十一条 第三十七条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの及び第三十九条第二項の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

- 強行規定 … 身分や公益に関する規定など
- 任意規定 … 債権法のほとんどの規定
- 片面的強行規定 … 約款などで実現される

法律のヒエラルキー [再掲]



- 一般的なルールとして性質の許さないものを除きデフォルトとして民法などの一般的な法が適用
- 基礎となる法をそのまま使用すると不都合な場合は何らかの手当てをしないとデフォルトルールが適用されてしまう

保険法 第三章 生命保険 第二節 効力

(第三者のためにする生命保険契約)

第四十二条 保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の人であるときは、当該保険金受取人は、**当然に当該生命保険契約の利益を享受する。**

第六百七十五条 保険金額ヲ受取ルヘキ者カ第三者ナルトキハ其第三者ハ当然保險契約ノ利益ヲ享受ス但保險契約者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

民法: 第三者のためにする契約

(第三者のためにする契約)

第五百三十七条 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。

2 前項の場合において、第三者の権利は、**その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思表示をした時に発生する。**

[受益の意思表示が必要] 保険法ではこれを変更している

(第三者の権利の確定)

第五百三十八条 前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない。

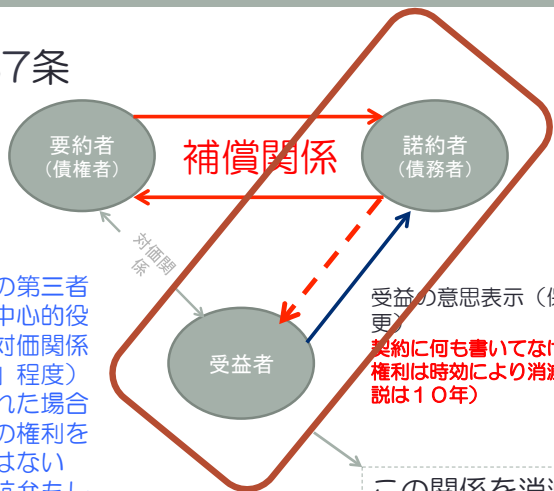
[これが保険に適用されると受取人の変更はできなくなる] 保険法ではこれを変更している

(債務者の抗弁)

第五百三十九条 債務者は、第五百三十七条第一項の契約に基づく抗弁をもって、その契約の利益を受ける第三者に対抗することができる。

[例: 既に保険契約が解約されている場合について、「解約されているから保険金は支払うことができない」とその第三者に直接言うことができる]

民法537条



補償関係がこの第三者にする契約の中心的役割を持つ。(対価関係は「香りづけ」程度) 補償関係が壊れた場合にまで受益者の権利を保護する必要はない (同時履行の抗弁もしかり)
 → 民法539条
 → 保険法でもこれは排除していない。従って約款による失効などを以て支払わないことができる

この関係を消滅させたり変えることはできない(民法538条) 保険法で変更

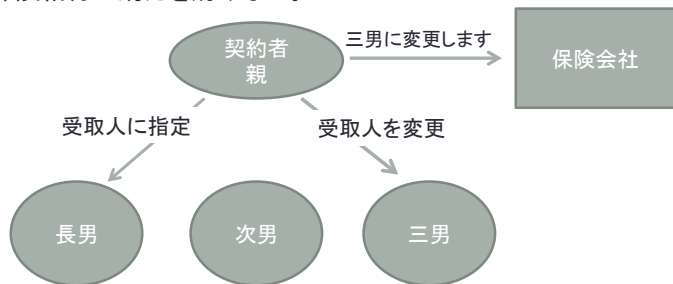
保険法 第三章 生命保険 第二節 効力

(保険金受取人の変更)

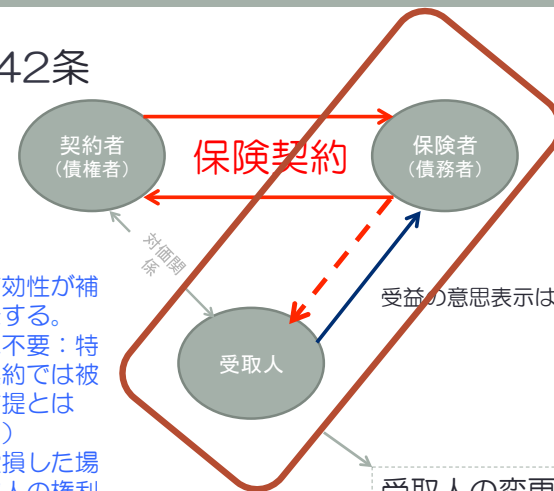
第四十三条 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、**保険金受取人の変更をすることができる。**

2 保険金受取人の変更は、**保険者に対する意思表示によってする。**

3 前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない。



保険法42条



保険契約の有効性が補償関係を意味する。(対価関係は不要：特に生命保険契約では被保険利益が前提とはなっていない) 保険契約が毀損した場合にまで受取人の権利を保護する必要はない
 → 民法539条をそのまま適用する。

受取人の変更は保険者への通知でOK 保険法43条

保険法 第三章 生命保険 第二節 効力

(保険金受取人の変更)

第四十三条 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、**保険金受取人の変更をすることができる。〔第2項以下略〕**

最近の判例 平成22年7月8日東京地裁 時系列
 1. 昭和65年6月1日 AとY生命保険会社の間に死亡保険金額4000万円の契約締結。この際、死亡保険金受取人はAの母B
 2. 平成16年3月26日 本件保険契約の受取人をAの弟である亡Gの妻であったCに変更。このとき死亡保険金額を2500万円とした
 3. 平成19年11月21日 A死亡、母BはAの死亡後平成20年4月10日死亡
 4. Bの相続人は亡D、亡E、亡F、亡Gの子等である

事実的背景
 Aは昭和55年に妻と離婚、その後は独身であったが、平成4年に死亡した弟の妻であるCと交際をはじめ、平成8年ごろにはCと男女関係にあり、その後もCと交際をしていた。CはAが死亡した後警察署に赴きAの遺体を引き取った。他方、Aの妹である亡Eやその子X(原告の一人全員で7名の内の一人)はAがCと交際することに強く反対し、Cを激しく嫌っていた。

保険法 第三章 生命保険 第二節 効力

主意的請求

- Yが本件保険契約を含む生命保険一般において、保険金受取人として親族以外の第三者を指定することを認めていないため、被保険者Aの親族でないCへの受取人変更は、受取人となれる資格のない者への変更であるから、無効であるとし、YがX等に対し、受取人変更前の受取人Bの保険金請求権2500万円について順次相続した割合に応じて支払え

予備的請求

- Xらは平成19年7月26日Y(実際にはYの外務員H)が、EからCがAの妻でないと聞いた時点において直ちにAに連絡をとり、事実確認をし、Yでは親族以外の第三者を受取人に指定することは実務運用上認めておらず、Aの変更は手続き上問題があることを告知すべき契約上の付随義務を負っていたが、当該義務の履行を怠ったと主張し、YのAへの債務不履行は、過失によりBに保険金と同額の2500万円の損害を与える、Bに対する不法行為を構成するとして、Bの損害賠償請求権を順次相続した割合に応じXらに損害賠償金を支払うことを求めた

裁判所の判断

請求棄却

- 約款上第三者を保険金受取人とするを制限する規定はないこと、Yは内規において保険金受取人を被保険者の配偶者又は二親等以内の法定血族以外の者とするは(中略)極力回避することが望ましく、なるべく親等の近い者とするを勧めるが、保険金受取人の変更は保険契約者の権利であり、基本的に拒否できないことが認められる。…以下略

本件は結審

保険法 第三章 生命保険 第二節 効力

② 東京高裁平成11年9月21日判決・金融・商事判例1080号30頁

これは不倫相手が**保険会社**を相手取って起こした裁判である。

離婚して独身のX(保険金受取人)がアルバイトとして働いているスナックに、客として妻子あるA(保険契約者・被保険者)が来るようになった。親しくなり程なくして交情を持つようになったが、AはX宅を訪問するようにはなったが、同居したことはなかった。また相手方に妻子があることから、「内縁」関係ともいえない。平成5年3月頃、Aが死亡保険金受取人をXとする保険契約(保険契約者・被保険者はA)を締結したいと言いつつ、外務員であったXは申込書を作成の上所属の保険会社に提出し成立した。その際、AとXは内縁関係にあるとの表現がなされていた。

その後、平成9年3月にAは病に倒れ平成10年3月11日に死亡した。この死亡のときまでAとXの関係は続いていた。さて、この死亡により、受取人がXであることが分かったのか、保険会社Yは平成10年6月に保険金をAの遺族に支払った。そこで、Xは訴えを起こしYに対して死亡保険金の支払を求めた。

原審(東京地裁)では「Aの意思により保険契約が締結された」「公序良俗に反すると認めるに足りない」「Xの詐欺によってYが錯誤に陥り、その錯誤によってYが本件保険契約を締結する意思を決定したことを認めるに足りる証拠はない」などから全面的にXの主張を受け入れた。そこでYが控訴した。東京高裁は公序良俗違反・保険会社職員としての信義則違反を理由としてYを勝訴させており、本件はここで確定。

保険法 第三章 生命保険 第二節 効力

このように受取人変更に関しては保険契約者はオールマイティーのようであるが、公序良俗違反の場合にまでそれが認められる訳ではない。

以下二つのものは最初から不倫関係にある者を保険金受取人に指定したケース(指定であっても変更ではないが・・・)。

① 東京地裁平成8年7月30日判決・金融・商事判例1002号25頁

これは保険契約者・被保険者の遺族が不倫相手に起こした裁判である。

妻子あるAが社交ダンスサークルで知り合ったYと交情関係を持ち、その後同棲し、Aを保険契約者・被保険者、Yを保険金受取人とする生命保険契約を締結した。Aの死亡後Aの妻子Xが保険金請求権はXにあることの確認を求めて訴えを提起した。

結論：Xの請求容認「本件保険契約の受取人をYとしたことは、YとAとの不倫関係の維持継続を目的としていたものであることは明らかである。また、右保険契約において、確かにAはYとの共同生活の継続を願い、Aの死後Yの生活の安定を目的として締結されたという面も存するが、右保険契約締結そのものが直ちにその当時のYの生活を保全するものであったとはいえないし、また、Yが〔Yの夫〕のもとへ戻るといった可能性は本件保険契約当時引き続き継続しており、Yが生活をAに頼るといった状況は永続的な状況であったと認めることはできない。しかも、現実にはその後の関係者の努力により不倫関係の解消といった形で解決されているのであるから、本件保険金がYの生活を保全するという役割を果たすものでもない。したがって、右のような事実関係のもとでは、本件保険契約中受取人をYと指定した部分は公序良俗に反し、民法90条により無効とするべきであり、したがって受取人はA本人と解釈すべきである〔以下略〕。」

保険法 第三章 生命保険 第二節 効力

保険金受取人の変更については、なんでも可能のようには見えますが、公序良俗違反のものにまで、受取人の指定・変更が可能か、という点については別の判例がありますのでご紹介しておきます。まず、基本は遺産の遺贈先の指定ですが、不倫関係の維持継続を目的としたものであれば無効という大審院の判例(昭和18年3月19日)があります。ここで、「不倫関係の維持継続」が重要なポイントです。

大審院昭和18年3月19日判決(民集掲載22巻185頁)。この事件では遺言者が死亡するまで妾として共同の生活を送ることを条件としてなされた遺贈の効力が争われた。大審院は「本件遺言は、妾関係の維持継続を条件とするものにして善良の風俗に反する事項を目的とする」として、遺贈を無効としている。

またこの判決後、下級審裁判所はこの判例を受け継ぎ「情交関係の維持継続」を希望することを目的としてなされた遺贈は無効と判断してきた。

保険法 第三章 生命保険 第二節 効力

- 一方、不倫関係の維持継続を条件としたわけではないケースとして、最高裁昭和61年11月20日判決がある。
- A(妻子あり)は36歳年下のYと不倫関係を結んだ。Yは生活をAに頼るようになり、A死亡までの7年間は半同棲の関係にあった。それにつれて本来の妻X1との関係は希薄になっていった。
- Aは「小生が死亡せる場合はX2に全遺産の参分の巻、X1に同参分の巻、Yに同参分の巻を贈与する」という遺言を作成し、その後死亡した。
- Aの相続人であるX1及びX2は、本件遺言はAの真意に基づいたものではなく無効である。仮にそうでないとしても、単に不倫関係の維持継続のためにのみなされたものであり、公序良俗に反するから無効であるとして、遺言が無効であることの確認を求めた。
- 第1審、第2審ともX1、X2の請求を棄却。X1とX2が上告、最高裁も以下のように述べて上告を棄却。「原判示の事実関係のもとにおいては、本件遺言は不倫な関係の維持継続を目的とするものではなく、もっぱら生計を亡Aに頼っていたYの生活を保全するためになされたものというべきであり、また、右遺言の内容が相続人らの生活の基盤を脅かすものとはいえないとして、本件遺言が民法90条に違反し無効であると解すべきではないとした原審の判断は、正当として是認することができる。」
- このように最高裁は、単に不倫関係であるか否かを基準として判断するのではなく、遺贈の目的が不倫関係の維持継続にあったか、不倫相手の生活を保全するためになされた遺贈であるか、さらに相続人らの生活の基盤を脅かすことにならないか、についての検討を行った上で結論を出している。(本注釈は福田弥夫「保険金受取人指定自由の原則と公序 一遺贈と生命保険契約の関係を中心に」文研論集2006年12月55頁以下に拠っています。)

保険法 第三章 生命保険 第二節 効力

(保険金受取人の変更についての被保険者の同意)

第四十五条 死亡保険契約の保険金受取人の変更は、**被保険者の同意**がなければ、その効力を生じない。

(保険金受取人の死亡)

第四十六条 保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その**相続人の全員**が保険金受取人となる。

(保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意)

第四十七条 死亡保険契約に基づき保険給付を請求する権利の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定(保険事故が発生した後にされたものを除く。)は、**被保険者の同意**がなければ、その効力を生じない。

ちなみに質権を設定したからといって、保険契約者の受取人変更権や任意解除権が制限されることはない。一般的には「保険契約者・被保険者・保険金受取人」全員を質権設定者に固定させるのが通例。

保険契約者・被保険者・保険金受取人の同時死亡

民法

第32条の2 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

保険法

(保険金受取人の死亡)

第46条 保険金受取人が**保険事故の発生前**に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。〔旧商法676条2項との違いは契約者の死亡を前提としていない点である。これは結構重要な違いとなっている〕

それでは、被保険者と保険金受取人が同時に死亡した場合はどうなるのか

保険金請求権は……

- ① 保険事故が同時なので保険契約者に帰属する？
- ② 同時に死亡したのは保険事故の発生前と同一視されて、保険金受取人の相続人に帰属する？

関連法規(重要 飛ばすな)

(旧商法)

第675条 保険金額ヲ受取ルヘキ者カ第三者ナルトキハ其第三者ハ当然保険契約ノ利益ヲ享受ス但**保険契約者カ別段ノ意思表示シタルトキハ其意思ニ従フ**
2 前項但書ノ規定ニ依リ保険契約者カ保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ変更スル権利ヲ有スル場合ニ於テ其権利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ**保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ権利ハ之ニ因リテ確定ス**

【petit 解説】 675条は受取人の権利確定について述べている

- 675条1項但書が保険金受取人の変更権を留保したときを表す(従って、旧商法では保険金受取人の変更権を留保しない場合がデフォルトになっている)
- 第2項は受取人変更権を契約者が留保した場合でその変更権を行使しないでは受取人の権利はそこで確定する

(旧商法)

第676条 保険金額ヲ受取ルヘキ者カ被保険者ニ非サル第三者ナル場合ニ於テ其者カ死亡シタルトキハ**保険契約者ハ更ニ保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定スルコトヲ得**
2 保険契約者カ前項ニ定メタル権利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ**保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人ヲ以テ保険金額ヲ受取ルヘキ者トス**

【petit 解説】 676条は受取人死亡時の取り扱いについて述べている

- 第1項は675条1項但書の権利留保をしなかった場合でも受取人死亡のときには保険契約者は受取人再指定ができる
- 第2項は保険契約者が死亡した場合を前提としていることに注意する。**保険金受取人が死亡した場合すぐにその相続人が権利取得するわけではない。**

保険法 関連法規

(保険金受取人の変更)

第43条 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる。

2 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示による。

3 前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を發した時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない。

【petit 解説】

○ 43条はデフォルトルールとしての受取人の指定変更権について述べている

(保険金受取人の死亡)

第46条 保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。

【petit 解説】

○ 旧商法時代とは異なり保険契約者の死亡を待たずして受取人の相続人全員が保険金受取人となる

民法 第5節 同時死亡の推定

第32条の2 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

【petit 解説】

○ ともかく、明らかでないときは同時死亡で処理。死亡原因が同じ危難である必要もない。そして、同時死亡者の間には『相続の発生はない』 → 実はこれが問題解決のカギ

保険契約者・被保険者・保険金受取人の同時死亡

研究論文抜粋(文研論集第167号2009.6 桜沢 隆哉「同時死亡の推定と保険金請求権の行方」)

…他人のためにする生命保険契約において、保険契約者兼被保険者と保険金受取人(さらにはその第一相続人)とが同時に死亡した場合に、その死亡保険金請求権が誰に帰属するかについては、わが商法(保険法)上は、何ら規定されておらず、また生命保険約款にも何ら規定されていない。そこでわが国ではこの問題を、契約当初に指定された保険金受取人(以下「指定受取人」という)が死亡した後に、保険契約者によって再指定権が行使されないまま被保険者が死亡した場合(以下、この場合を「受取人先死亡」という)に準じて処理してきた。…

受取人先死亡の場合についての裁判準則A

最判平成4・3・13民集46巻3号188頁4) (「平成4年最判」)

最判平成5・9・7民集47巻7号4740頁5) (「平成5年最判」)

裁判準則Aの主張

商法もしくは約款における保険金受取人の相続人(約款では法定相続人)の解釈としては、「指定受取人の法定相続人又はその順次の法定相続人であって被保険者の死亡時に現に生存する者」ということとなる。

裁判準則Aの適用

そのため、例えば、保険契約者兼被保険者(夫)と保険金受取人(妻)、さらにはその第一相続人(子)が同時に死亡した場合には、夫及び子も受取人のいわば仮定的・暫定的な受取人となり、それらの者が死亡した(ないしは死亡していた)場合には、その順次の相続人も保険金を取得することができるはずである

保険契約者・被保険者・保険金受取人の同時死亡

研究論文抜粋(文研論集第167号2009.6 桜沢 隆哉「同時死亡の推定と保険金請求権の行方」)

【昭和37年改正前の民法】

…「共同の危難」によって死亡した者の順序によって、相続人となりうる者が異なる場合には、死亡の順序の立証が困難あるいは不可能であるために、先に遺産を占拠した者が相続するという、いわば「早い者勝ち」の結果となっていた

【これはまずいということで同時死亡の推定規定が設けられた】

本条の適用範囲は、複数の者が死亡し、かつその死亡時期の先後が明らかでないことが要件とされているが、一般に同一の危難である必要はなく、異なる土地で別の危難により死亡した場合や、一方の死亡時期は明らかであるが他方の死亡時期が明らかではなく、死亡の先後が定まらない場合も含まれるとされている¹⁰⁾。同時死亡の推定がなされると、このように死亡の先後を区別せずに、死者相互間の相続を認めないということになる

保険契約者・被保険者・保険金受取人の同時死亡

研究論文抜粋(文研論集第167号2009.6 桜沢 隆哉「同時死亡の推定と保険金請求権の行方」)

【平成5年最判の判決】

「商法676条2項の規定は、保険金受取人が不存在となる事態をできる限り避けるため、保険金受取人についての指定を補充するものであり、指定受取人が死亡した場合において、その後保険契約者が死亡して同条1項の規定による保険金受取人についての再指定をする余地がなくなったときは、指定受取人の法定相続人又はその順次の法定相続人であって被保険者の死亡時に現に生存する者が保険金受取人として確定する趣旨のものと解すべきであるからである」

【平成5年判決は保険契約者が死亡したときが商法676条2項発動のとき】

この点から、保険契約者が死亡した時点で初めて適用されるものと解される【法律の自然な解釈そのもの】。なおここで、約款規定と同様に被保険者死亡時ではなく、契約者死亡時としているのは、商法では受取人の指定変更権を留保していた場合(675条1項但書)であると、それを留保していなかったが受取人が先に死亡したことにより保険契約者が再指定権を有することになった場合(676条1項)とを問わず、保険契約者の死亡によって指定変更権・再指定権は消滅し、受取人の地位は確定するものとしている(675条2項、676条2項)ためである【これも法律の自然な解釈そのもの】。

保険契約者・被保険者・保険金受取人の同時死亡

【これらを前提にして保険会社の支払実務では】

同時死亡は「受取人先死亡」として処理していた

【従来は次のように考えていた模様】

夫: 契約者兼被保険者

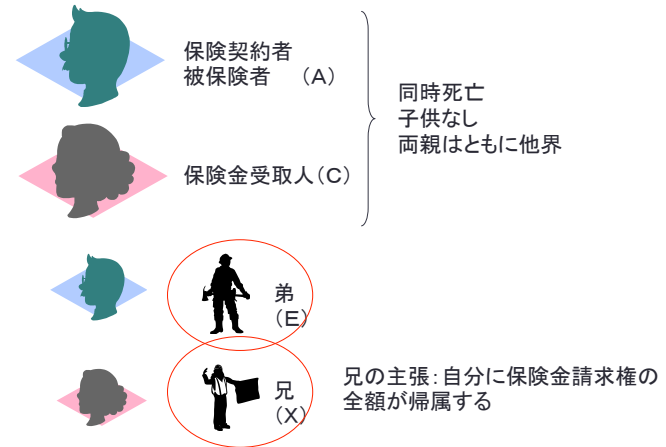
妻: 受取人

双方とも子や親はいないが、夫には弟、妻には兄がいる場合

同時死亡の場合は

- ① 同時死亡が生じた
- ② 他にこれといった規定もないので676条2項を起動させたい
- ③ これを起動させるには受取人が契約者よりも先に死亡していることが必要だ
- ④ 676条2項を起動させるために受取人(妻)の先死亡を指定する
- ⑤ 受取人はこの瞬間は空席
- ⑥ 契約者(夫)は受取人変更権を取得する
- ⑦ しかし契約者は指定変更権を行使しないまま死亡した
- ⑧ 直系尊属も直系卑属もないので、兄弟ということになる(妻の兄は当然に相続人)
- ⑨ 同時死亡ではあるが、論理構成上一瞬夫は生きていたので、一瞬、夫は妻の兄と同順位の相続人となる
- ⑩ 一方、被保険者という役割の夫が死亡しているので、受取人は確定する。すなわち、夫の法定相続人である弟も受取人となる。

最高裁判所平成21年6月2日 第三小法廷判決
保険金受取人とその相続人が同時に死亡した場合



保険会社(Y)の主張: 受取人の兄と契約者の弟の双方に請求権がある

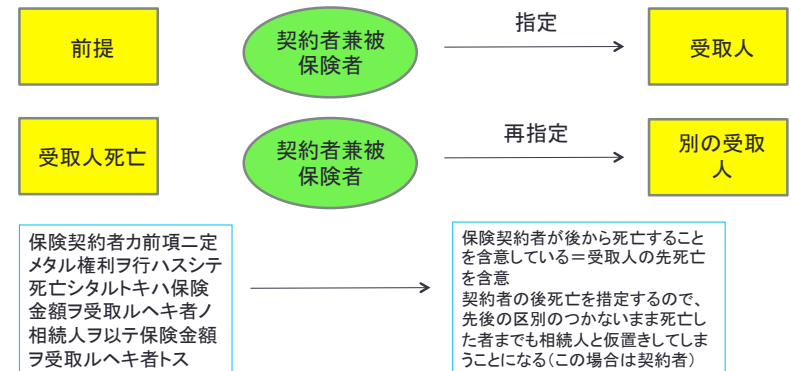
そして、それまでの実務慣例から保険会社Yはすでに両方に支払ってしまっていた。

判決文	
<p>1 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。</p> <p>(1) A(夫)は、昭和62年8月12日、Y(生命保険会社: 保険会社の破たん処理の関係で元来の保険会社の名称は転々としているが本論とは関係ない)との間で、被保険者をA、保険金受取人を同人の妻であるCとして生命保険契約(以下「本件契約」という。)を締結した。</p> <p>(2) 平成13年7月20日、AとCの両名が、一方が他方の死亡後になお生存していたことが明らかではない状況で死亡した。AとCの間には子はなく、Aの両親及びCの両親は、いずれも既に死亡していた。Aには弟であるE以外に兄弟姉妹はおらず、Cには兄である被上告人以外に兄弟姉妹はいない。</p>	<p>最高裁判所もこの点については異論はない</p>
<p>2 本件は、上記事実関係の下において、Cの兄である被上告人が、商法676条2項の規定により保険金受取人になったと主張して、保険会社である上告人に対し、保険金等の支払を求めた事案である。</p>	
<p>3 所論は、保険契約者兼被保険者と保険契約者によって保険金受取人と指定された者(以下「指定受取人」という。)が同時に死亡した場合に、商法676条2項の規定により保険金受取人を確定すべきであるが、同項の規定を適用するに当たっては、指定受取人が保険契約者兼被保険者よりも先に死亡したものと扱うべきであるから、本件においては、Cの相続人である被上告人とCの順位の相続人であるEの両名が保険金受取人となるはずであるのに、被上告人のみを保険金受取人とした原審の判断には法令解釈の誤りがあるというのである。</p>	<p>上告人である保険会社の主張</p>
<p>4 商法676条2項の規定は、保険契約者と指定受取人とが同時に死亡した場合にも類推適用されるべきものであるところ、同項にいう「保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人」とは、指定受取人の法定相続人又はその順位の法定相続人であって被保険者の死亡時に現に生存する者をい(最高裁判平成2年(オ)第1100号同5年9月7日第三小法廷判決・民集47巻7号4740頁)、ここでいう法定相続人は民法の規定に従って確定されるべきものであるから、指定受取人の死亡の時点で生存していなかった者はその法定相続人になる余地はない(民法882条)。したがって、指定受取人と当該指定受取人が先に死亡したとすればその相続人となるべき者とが同時に死亡した場合において、その者又はその相続人は、同項にいう「保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人」には当たらないと解すべきである。そして、指定受取人と当該指定受取人が先に死亡したとすればその相続人となるべき者との死亡の先後が明らかでない場合に、その者が保険契約者兼被保険者であったとしても、民法32条の2の規定の適用を排除して、指定受取人がその者より先に死亡したものとみなすべき理由はない。</p> <p>そうすると、前記事実関係によれば、民法32条の2の規定により、保険契約者兼被保険者であるAと指定受取人であるCは同時に死亡したものと推定され、AはCの法定相続人にはならないから、Aの相続人であるEが保険金受取人となることはなく、本件契約における保険金受取人は、商法676条2項の規定により、Cの兄である被上告人のみとなる。</p>	<p>保険会社の所論には根拠がない。</p>

所論(保険会社の論理)は旧商法676条2項の成立に着目した

(旧商法)

第676条 保険金額ヲ受取ルヘキ者カ被保険者ニ非サル第三者ナル場合ニ於テ其者カ死亡シタルトキハ保険契約者ハ更ニ保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定スルコトヲ得
2 保険契約者カ前項ニ定メタル権利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人ヲ以テ保険金額ヲ受取ルヘキ者トス



裁判所は「相続人」と「同時死亡」に着目した
要点は「相続人」は法で厳に定義されており、勝手に定義を変えてはならない

(旧商法)

第676条 (第1項略)

②保険契約者カ前項ニ定メタル権利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人ヲ以テ保険金額ヲ受取ルヘキ者トス

保険法

(保険金受取人の死亡)

第46条 保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。

民法

(相続開始の原因)

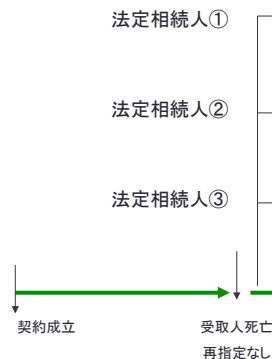
第882条 相続は、死亡によって開始する。→ 相続時に現に生存する者が相続人
ということとは・・・

受取人と同時死亡で他界した保険契約者が相続をすることはありえない

判決文中:「指定受取人と当該指定受取人が先に死亡したとすればその相続人となるべき者との死亡の先後が明らかでない場合に、その者が保険契約者兼被保険者であったとしても、民法32条の2の規定の適用を排除して、指定受取人がその者より先に死亡したものとみなすべき理由は無い。」

は676条2項を使いたいがゆえに契約者と受取人の先後を指定したことになるが、それゆえに民法32条の2と「相続人」という言葉の意義が変わるものではない、現に相続時に存在している者が「相続人」であり、それ以外に相続人という言葉勝手に当てはめてはダメダメということである。

保険金の法定相続人への支払



均等割合説にしたがう。約款で相続割合とすることも可

保険契約への質権設定

東京高判平成22年11月25日

原審：東京地判平成22年1月28日

A：保険契約者兼被保険者（歯科開業医）

Y1：生命保険相互会社

平成14年6月1日5年ごと配当付養老保険を締結した（保険金額1350万円）

死亡保険金受取人：Z（Aの妻）

満期保険金受取人：A自身

X：歯科開業医

Y2：弁護士（本件質権設定を担当した）XはY2に債務不履行を訴えている

保険契約への質権設定

東京高判平成22年11月25日

原審：東京地判平成22年1月28日

他方、本件X（第一審原告・控訴人兼被控訴人、歯科開業医）は、平成14年6月30日、Aとの間で債務弁済契約を締結した。Aは、Xに対し2900万円の支払義務があることを確認しており、その金員から平成13年9月5日までに返済した85万円を控除した残額2815万円を次のように分割して支払うものとしている。すなわち（ア）平成13年10月から同15年9月まで毎月末日限り、5万円、（イ）平成15年10月から同17年9月まで毎月末日限り、15万円、（ウ）平成17年10月から同27年5月まで毎月末日限り、20万円、（エ）平成27年6月末日限り、15万円である。

平成17年6月24日までの間に、Xに対し、505万円を支払ったが、その後2回にわたり延滞したため、同年7月の末日をもって期限の利益を喪失し、債務残高は2395万円である。そこでAは、上記債務の履行を担保するため、生命保険契約の保険金請求権にXを質権者とする質権を設定した。質権の目的たる保険契約の内容は、

①種類「養老保険〔商品名略〕」、②保険期間「85歳満期」、③保険金額「1350万円」、④契約日「平成14年6月1日」、⑤契約者及び被保険者「A」、⑥保険者「Y1」、⑦支払保険料「月額6万5489円」である。

保険契約への質権設定

東京高判平成22年11月25日
原審：東京地判平成22年1月28日

なお、Aが上記債務の分割金の支払を怠り、その額が2回分以上に達したときは、Aは期限の利益を失い、直ちにXに対し、残額とそれに対する年1割5分の割合による遅延損害金を付加した金員を支払わなければならないとされている。Aは、本件債務弁済契約締結後、本件生命保険契約に係る保険契約書をXに引き渡し、Y1に対し、平成15年2月6日付け内容証明郵便により、同14年6月30日付け質権設定通知書を送付し、Y1は同15年2月6日ごろ、同通知を受領した。同通知の内容には、Aが加入しているY1の生命保険契約の保険金請求権については、平成14年6月30日、Xのために質権を設定したので、その旨通知する、との記載がある。

その後Aは、平成17年7月11日ごろから同月20日ごろまでの間に死亡した。Xは、平成18年2月ごろ、本件質権の実行として、Y1に対し、本件生命保険契約に係る死亡保険金を支払うよう求めたが、Y1は、死亡保険金の受取人が補助参加人Zに指定されていることを理由として、その支払を拒んだ。Y1は、平成18年5月11日、Zに対し、本件死亡保険金を支払った。

保険契約への質権設定

東京高判平成22年11月25日
原審：東京地判平成22年1月28日

1「…一審被告Y1は、補助参加人が死亡保険金の受取人であり、死亡保険金請求権は亡Aの財産権に属していないから、質権を設定することができない旨主張する。しかし、本件生命保険契約では保険契約者が保険金受取人の指定又は変更権を留保しており、保険契約者である亡Aはいつでも保険金受取人の指定を変更しないし撤回することができたのみならず、受取人の指定・変更・撤回権を含む生命保険契約上の権利を他譲渡することもできたのであり、保険金請求権の帰属は保険契約者である亡Aの意思に委ねられていたことになる。そうすると、亡Aは、本件生命保険契約に基づく保険金請求権について死亡保険金に関するものも含めて一定の処分権を有していたのであるから、保険金受取人の有していた本件生命保険契約に基づく保険金請求権も、被保険者が死亡するまではその限度で不確定なものであって、いわば期待権に止まるというべきである。すなわち、死亡保険金請求権も含めた本件生命保険契約に基づく権利全般について、亡Aが上記処分権を有していたという意味で亡Aの財産権に属するものであると解するのが相当である。特に本件のように当初から債権担保(質権設定)を目的として締結された生命保険契約にあっては、死亡保険金の受取人とされた補助参加人は、質権設定による制約のある死亡保険金の請求権を取得しているに止まるというべきであり、このことは、本件生命保険契約の締結、本件質権の設定通知及び亡Aの死後の死亡保険金請求に係る一審被告Y1の関係者の前記のような対応からも首肯できるところである。

保険契約への質権設定

東京高判平成22年11月25日
原審：東京地判平成22年1月28日

そこで、Xは、Y1に対し、(1)主位的請求として、本件質権の実行による保険金支払請求権に基づき、(2)予備的請求として、(a)Y1は、保険契約者である亡Aに対し、有効な担保設定に必要な手続を説明する義務があったにもかかわらず、それを怠ったため、亡AはXに対する債務を質権の実行により清算する利益を失ったと主張し、亡AのY1に対する債務不履行に基づく損害賠償請求権を債権者代位し、若しくは、(b)Y1は、Xに対し、自社の商品について正確な情報を伝える信義則上の義務又は有効な質権設定ができるように助言すべき信義則上の義務があったにもかかわらず、これを怠ったと主張し、債務不履行又は不法行為による損害賠償請求権に基づき、保険金ないし保険金額相当の損害賠償金1350万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成19年2月4日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた。また、Xは、Y2(Xに本件生命保険契約に質権の設定をすることを助言した弁護士)に対しても、依頼者であるXに対する適切な助言を怠ったために、本件質権の実行による債権回収が不能になったとして、準委任契約の債務不履行による損害賠償請求権に基づき、保険金額相当の損害賠償金1350万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成19年2月4日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。原審は、本件質権設定が死亡保険金請求権をも対象としており、本件生命保険契約の契約者である亡Aが受取人の指定又は変更権を留保していたから、本件質権の設定は有効なものであるとし、またY1の債権の準占有者に対する弁済の抗弁を排斥するとともに、Y2の債務不履行責任を否定して、XのY1に対する請求を認容し、Y2に対する請求を棄却したため、XおよびY1が不服として控訴した。

保険契約への質権設定

東京高判平成22年11月25日
原審：東京地判平成22年1月28日

一審被告Y1は、死亡保険金受取人の指定・変更と質権設定とが別個のものであり、本件生命保険契約の約款には質権の設定に関する規定がないのであるから、保険契約者は第三者を受取人とする生命保険契約の死亡保険金請求権について質権を設定することができない旨主張する。しかし、保険者と保険契約者との間の生命保険契約の約款に、保険契約者とその債権者に係る質権設定に関する規定がないのは、いわば当然のことであり、本件生命保険契約の約款に質権設定の規定がないというだけで死亡保険金請求権について質権の設定が許されないと直ちに解することは相当とはいえない。すなわち、生命保険契約の約款上は明示的な定めがないものであっても、それが生命保険契約の本質的な性質に反する場合などこれを許容することが不相当とされるような特段の事情がない場合にまで一律に制限されるものではないと解するべきである。そして、死亡保険金の受取人の指定を変更するということは、それに伴い死亡保険金請求権の帰属を変更して、従前の受取人から新たに指定された受取人に変更するということにはかならないのであり、これは、保険契約者の死亡保険金請求権に係る処分権の内容となっているものである。したがって、受取人の指定を撤回、変更して死亡保険金請求権の全ての帰属を他に変更するのではなく、保険契約者の債権者が有する債権額の範囲で死亡保険金請求権を債権者に帰属させる質権の設定も、同様に保険契約者の処分権に属するといえるのであり、保険契約者は、死亡保険金の受取人として指定した者の承諾がなくとも死亡保険金請求権について質権を設定することができるものと判断すべきである(仮に、死亡保険金請求権について質権の設定を制限する必要のある事由があるというのであれば、約款にその旨を規定しておけば足りることである)。特に本件においては、上記のとおり、当初から一審原告のために本件質権を設定する目的で本件生命保険契約が締結され、一審被告Y1の担当者もこれを了承していたというのであるから、保険契約者である亡Aの処分権の行使により本件質権が有効に設定されたものとみるべきであるし、原判決で認定した事実にも照らしても、本件はいわゆるモラルリスクが問題となるような事案とはいえず、約款に明示的な定めがないから質権の設定を不相当とすべきであると解するほどの特段の事情は認められない。…」

保険契約への質権設定

東京高判平成22年11月25日

原審：東京地判平成22年1月28日

2 「…本件質権の設定通知を受領していた一審被告Y1としては、一般に生命保険といえれば死亡保険金が想定されるのであるから、本件質権の対象が満期保険金及び高度障害保険金に関する請求権に限定されており、死亡保険金請求権は対象となっていないと判断したのであれば、亡Aないし一審原告に対して、死亡保険金の受取人が第三者の場合には死亡保険金請求権は質権の対象とならないことを告知し、その確認をすべきであったし、しかもそのこと自体は容易に可能であったにもかかわらず、これらの手続を全く行わないままであった。…一審被告Y1としてはせめて死亡保険金の支払を留保しておく対応が可能であったといえるのであり、…一審被告Y1は、…保険金支払請求に関与することすら難色を示していた補助参加人に対してあえて保険金請求の手続をするよう積極的に働きかけて…補助参加人に死亡保険金の支払をしたというのであり、このような一審被告Y1の対応は不注意であるとの誹りを免れないといえるべきである。したがって、一審被告Y1において補助参加人が死亡保険金請求権の真正な権利者であるとしたことに過失がないとは到底いえることができず、補助参加人に対する本件死亡保険金の支払が民法478条による弁済(債権の準占有者に対する弁済)として有効なものと認める余地がないことは、原判決も詳細に認定説明するとおりである。」

保険法 第三章 生命保険 第三節 保険給付

(被保険者の死亡の通知)

第五十条 死亡保険契約の保険契約者又は保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならない。

第五章 雑則

(消滅時効)

第九十五条 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六十三条又は第九十二条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、**三年間行わないときは、時効によって消滅する。**

2 保険料を請求する権利は、一年間行わないときは、時効によって消滅する。

保険法 第三章 生命保険 第三節 保険給付

(保険者の免責)

第五十一条 **死亡保険契約の保険者**は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。ただし、第三号に掲げる場合には、被保険者を**故意に死亡させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任**については、この限りでない。

- 一 被保険者が自殺をしたとき。
- 二 保険契約者が被保険者を故意に死亡させたとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 三 保険金受取人が被保険者を故意に死亡させたとき(前二号に掲げる場合を除く。)
- 四 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

保険法 第四章 傷害疾病定額保険契約 第三節 保険給付

(保険者の免責)

第八十条 保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。ただし、第三号に掲げる場合には、給付事由を発生させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでない。

- 一 被保険者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき。
- 二 保険契約者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 三 保険金受取人が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき(前二号に掲げる場合を除く。)
- 四 戦争その他の変乱によって給付事由が発生したとき。

約款記載との対比

<p>(保険者の免責)</p> <p>第五十一条 死亡保険契約の保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。ただし、第三号に掲げる場合には、被保険者を故意に死亡させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでない。</p> <p>一 被保険者が自殺をしたとき。</p> <p>二 保険契約者が被保険者を故意に死亡させたとき(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>三 保険金受取人が被保険者を故意に死亡させたとき(前二号に掲げる場合を除く。)</p> <p>四 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。</p>	<p>定期保険約款</p> <p>第〇条 表中(支払事由に該当しても保険金を支払わない場合)</p> <p>(1) 責任開始期(中略)からその日を含めて3年以内の自殺</p> <p>(3) 保険契約者の故意</p> <p>(2) 死亡保険金受取人の故意 ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときはその残額を他の受取人に支払います。</p> <p>第9条 戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、責任準備金額相当額を下回ることはありません。</p>
---	---

保険法 第三章 生命保険 第四節 終了

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知った時から一箇月間行使しないときは、消滅する。生命保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

保険法 第三章 生命保険 第四節 終了

(告知義務違反による解除)

第五十五条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、生命保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、生命保険契約を解除することができない。

一 生命保険契約の締結の時ににおいて、保険者が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

二 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

旧商法の記載

第六百七十八条 保険契約ノ当時保険契約者又ハ被保険者力悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者力其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

2 第六百四十四条第二項及ヒ第六百四十五条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六百四十四条 保険契約ノ当時保険契約者力悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者力其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

2 前項ノ解除権ハ保険者力解除ノ原因ヲ知りタル時ヨリ一ヶ月間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス契約ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキ亦同シ

第六百四十五条 前条ノ規定ニ依リ保険者力契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

2 保険者ハ危険発生ノ後解除ヲ為シタル場合ニ於テモ損害ヲ填補スル責ニ任セス若シ既ニ保険金額ノ支払ヲ為シタルトキハ其返還ヲ請求スルコトヲ得但保険契約者ニ於テ危険ノ発生力其告ケ又ハ告ケサリシ事実ニ基カサルコトヲ証明シタルトキハ此限ニ在ラス

保険法 第三章 生命保険

第55条にいう重大な過失とは

「重大ナル過失」の意義については、注意を著しく欠いていることをいうものとする考え方と、ほとんど故意に近い不注意をいうものとする考え方があるところ、この点について、大判大正2.12.20民録19・1036は、

「重大ナル過失トハ如上相当ノ注意ヲ為スニ及ハスシテ容易ニ違法有害ノ結果ヲ予見シ回避スルコトヲ得ヘカリシ場合ニ於テ漫然意ハス^(おもわず)之ヲ看過シテ回避防止セザリシカ如キ殆ト故意ニ近似スル注意缺如ノ状態ヲ指示スルモノトス」と判示している。

即ち、「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」を指すと解して判例は一致している。(例えば「解説 保険法」弘文堂平成20年)

保険法 第三章 生命保険

除斥期間と約款規定

『保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続した場合は、保険契約の解除をすることができません。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に、解除の原因となる事実により、支払事由が発生したときには、保険契約が2年をこえて有効に継続した後も、保険契約の解除をすることができます。』

→5年の除斥期間を排除したものではなく、2年の間における**支払事由の不発生**をもって、単に解除権の消滅事由とする、という考え方である。約款では2年を越えて知った2年以内の保険事故は解除原因となる。もしも、保険法の5年を2年に短縮したのだとすると、2年を越えて知った2年以内の保険事故は解除原因とはならない。

→除斥は時効と似ているが異なる〔援用・中断等〕

保険法 第三章 生命保険

解除の効力

(解除の効力)

第五十九条 生命保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により生命保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める保険事故に関し保険給付を行う責任を負わない。

一 第五十五条〔告知義務違反による解除〕第一項解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。

二 第五十六条第一項解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。

三 第五十七条同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故

「ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。」
とはいかなる意味か

解除の効力についての追加説明

解除の効力は

1. 将来効
2. 給付責任を負わない:但し書きがある「ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。」

告知義務違反の事実と、給付原因の間の相当因果関係が不存在の場合は支払責任を免れることはない、ことを示している。



この場合:まず契約を解除する→解除の効果として但し書きにより給付を行うであって、

『但し書きにより契約が解除できない→給付を行う』ということではない！！

保険法 第三章 生命保険

判例 大阪地裁平成18年9月12日判決 保険金等請求事件

平成15年7月22日 検査勧奨

平成15年7月25日 検査予定〔24日にキャンセル〕

平成15年7月24日より生命保険加入を企図する

平成16年3月1日 生命保険契約締結(2月6日に告知)

告知の際「4. 現在、医師により診察・検査・治療・入院・手術をすすめられていますか、あるいは経過観察中ですか」の問いに「いいえ」と回答

平成16年7月9日 手術:S状結腸癌

論点

1. 虚偽告知:項目4に「いいえ」で答えた→これについては裁判所は「現在」という文言の解釈を理由に否定した。すなわち現在とは直近3ヶ月程度をいい、半年も前の検査勧奨はこれに入らないというもの

2. 商法678条1項違反:裁判所はこれを肯定した

【現在の評価】平成22年4月以降成立の契約については先例判決としての資格は失った。しかし、それ以前に締結されたものについては適用可能である。

保険法 第三章 生命保険

東京地裁平成18年5月31日判決 告知義務違反主観的要件

平成10年5月～平成14年10月 高血圧症でテノーミン投与

平成14年10月13日 ハイキング中めまい・貧血状態

同日加療:洞停止を伴う高度の徐脈 医師の指示により、テノーミン等の内服薬をすべて停止

診断:徐脈・洞不全症候群・高血圧

治療:徐脈を悪化させるテノーミンを中止して経過観察を行う

平成14年10月17日 快復し退院

平成14年11月8日 保険加入:「最近3ヶ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか」→「はい」などと答えそこに「高血圧症」のみを告知する。

平成15年8月 体調不良

平成15年11月4日～12月8日 原発性アミロイドーシスと診断

平成15年12月8日転院 12月22日死亡

平成16年2月20日 保険契約解除通知:理由 告知義務違反(徐脈・洞不全症候群を告知しなかった)

保険法 第三章 生命保険

東京地裁平成18年5月31日判決 告知義務違反主観的要件(つづき)

保険会社: 亡被保険者が平成14年10月13日から同月17日までの間、洞不全症候群により入院しその治療経過観察を受けていた事実については、告知義務違反が認められる

裁判所:

○ 上記告知義務違反が被保険者の故意によるものであることを認めるに足る証拠はない。

○ 重過失についても、担当医から明確に告げられた証拠はなく、更に医師から、『徐脈を悪化させるテノーミンを中止して、徐脈が回復するかを数日間観察します。徐脈が改善しなければペースメーカーの植え込みを考えましょう』と言われ、あたかも徐脈がテノーミンの副作用であるかのような説明を受け、実際に1日服用中止をただけで徐脈の症状が消失していることから、徐脈や洞不全症候群があたかも高血圧の治療薬であるテノーミンの副作用であるかのごとき誤解をしたと推認される。

かつ、直接の死因である原発性アミロイドーシスは洞不全症候群とも徐脈とも関係ないにも係らず、保険会社の査定チームが「原発性アミロイドーシスが洞不全症候群によらないとは判断できない」との誤った見解を示した

結論: 亡被保険者の告知義務違反に過失はあったとしてもその過失が重大とまではいえない

請求容認

保険法 第三章 生命保険 第四節 終了

(重大事由による解除)

第五十七条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、生命保険契約(第一号の場合にあっては、死亡保険契約に限る。)を解除することができる。

一 保険契約者又は保険金受取人が、保険者に保険給付を行わせることを目的として故意に被保険者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと。

二 保険金受取人が、当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由

保険法 第三章 生命保険

福岡高裁平成15年3月27日判決 虚偽の事故状況報告と重大事由解除

昭和62年1月 生命保険契約締結〔災害保険金1500万円・普通死亡1000万円〕
被保険者A、受取人妻X、保険者Y生命保険

平成13年3月22日 Yの複数の文書を切り貼りし4月13日には49万5千円の給付金が支払われること旨の文書を作成し金融業者に借入れを申し出たが偽造が発覚し貸付を受けられなかった。

平成13年4月9日 Aは「肺気腫を原因とする急性呼吸不全」(E医師死亡証明書)で死亡

平成13年4月18日 XはE医師の死亡証明書と訴外Fが作成した虚偽の事故状況報告書(ふとんにつまずいて転倒し全身打撲)とそれが長崎警察署届出済みとの文書(これも虚偽)をYに提出した。

Yは平成13年7月12日到達の書面をもって、重大事由による解除の意思表示をXにした。(これによって保険契約全体が解除の対象となる)

これに対してYは、「ふとんにつまずいて転倒し、そのとき全身打撲したことは事実である」、などと抗弁をし、普通死亡1000万円の請求を行った。

この判決による解除のされ方

もしも、単に死亡請求だけをしていた場合



病死のようでもあるので普通死亡部分は支払となっていた可能性が大きい

この事件の場合



根こそぎ消滅

災害死亡1500万円

普通死亡1000万円

保険法 第三章 生命保険

福岡高裁平成15年3月27日判決 虚偽の事故状況報告と重大事由解除(つづき)

請求棄却

原審 長崎地裁

「…Aの死因が事故死であるかのように記載されるように働きかけたものであって、Xが、その事実が無いことを知りながら、Yから災害死亡保険金の支払を受けるために本件事故証明書を提出したことは明らかである。…詐欺行為があった場合に該当する、Yの保険契約解除を認め、Xの請求棄却

控訴 福岡高裁

控訴棄却

「Xが所期の目的を達することができなかったからといって、Xの行為が詐欺行為に当たらないということとはできない」「信頼関係を根底から覆す行為である」などを理由としている。

現行「重大事由解除」条項を適用すると結論が変わる

保険法

(重大事由による解除)
第五十七条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、生命保険契約(第一号の場合にあつては、死亡保険契約に限る。)を解除することができる。

一 保険契約者又は保険金受取人が、保険者に保険給付を行わせることを目的として故意に被保険者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと。
二 保険金受取人が、当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第五十九条 生命保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

二 保険者は、次の各号に掲げる規定により生命保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める保険事故に関し保険給付を行う責任を負わない。

一 第五十五条第一項 解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、同項の事実に基づかず発生した保険事故については、この限りでない。

二 第五十六条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかず発生した保険事故については、この限りでない。

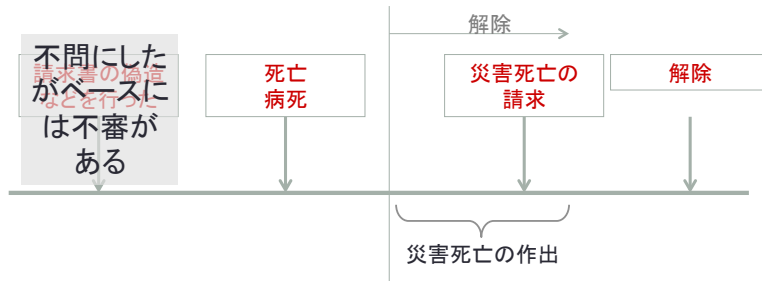
三 第五十七条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故

三 第五十七条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故

事由発生から解除までの間に発生した保険事故には「責任を負わない」のであるから、その事由が発生する前のものは「責任を負う」のである。

この場合その事由とはたとえば「詐欺を行う」あるいは「詐欺を行おうとした」とこである。それによって重大事由解除により保険者免責の対象は詐欺を行おうとして保険金を詐取しようとするその対象のみであって、それ以前の支払は行うことになる。

本件の時系列

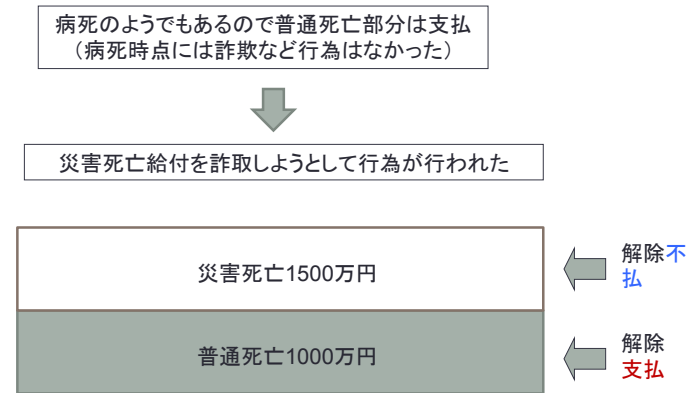


【給付をしなくてよいものは】

第59条2項3号 第五十七条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時まで発生した保険事故

【注意】もしも、請求書の偽造から詐欺行為があったとすると、この時点以降となることから、死亡保険金も支払われなくなる可能性もある。

この判決について現保険法による解除のされ方



【注意】解除の効果としての普通死亡保険金の支払である。死亡保険契約の場合はこの取扱は迂遠のようであるが、同様な取扱が医療保険であれば、解除ができないということは考えられないことが分かります。

旧契約についてはどうなのか

旧商法契約についても同様の取り扱いになる

なぜ？

保険法の施行に伴い

1. 重大事由による解除
2. 保険給付の履行期
3. 契約当事者以外の者による解除の効力は旧契約にも遡及したからである

保険法 第三章 生命保険 第四節 終了

(被保険者による解除請求)

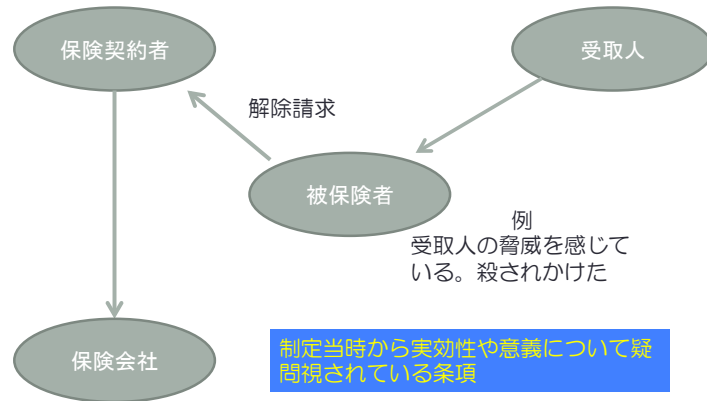
第五十八条 死亡保険契約の被保険者が当該死亡保険契約の当事者以外の者である場合において、次に掲げるときは、当該被保険者は、保険契約者に対し、当該死亡保険契約を解除することを請求することができる。

- 一 前条〔重大事由解除〕第一号又は第二号に掲げる事由がある場合
- 二 前号に掲げるもののほか、被保険者の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該死亡保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 三 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が第三十八条の同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変更した場合

2 保険契約者は、前項の規定により死亡保険契約を解除することの請求を受けたときは、当該死亡保険契約を解除することができる。

保険法 第三章 生命保険

第四節 終了(被保険者による解除請求)



保険法 第三章 生命保険

第四節 終了

(解除の効力)

第五十九条 生命保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により生命保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める保険事故に関し保険給付を行う責任を負わない。

一 第五十五条第一項 解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。

二 第五十六条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。

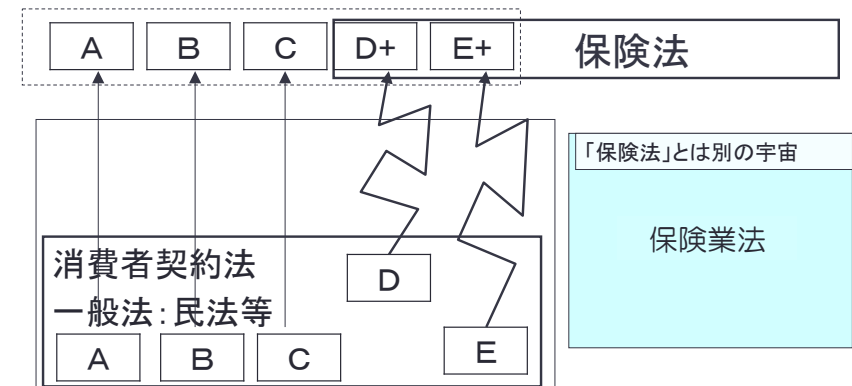
三 第五十七条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故

保険契約と解約

まとめ

詳解

法律のヒエラルキー [再掲の再掲]



- 一般的なルールとして性質の許さないものを除きデフォルトとして民法などの一般的な法が適用
- 基礎となる法をそのまま使用すると不都合な場合は何らかの手当てをしないとデフォルトルールが適用されてしまう

民法 解除の効果

(解除の効果)

第五百四十五条 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。

2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。

3 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

歴史も踏まえた解約に関する詳解

民法上

解除の効果が将来に向かってのみ効力を生じるもの

(賃貸借の解除の効力)

第六百二十条 賃貸借の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。この場合において、当事者の一方に過失があったときは、その者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(婚姻の取消しの効力)

第七百四十八条 婚姻の取消しは、将来に向かってのみその効力を生ずる。

債権・債務関係
特に「双務契約」



一旦締結したら一方的な事情で
消滅させることはできない

- 保険契約は双務契約
- 保険料支払義務と保険金支払義務

一旦締結したら一方的な事情
で消滅させることはできない



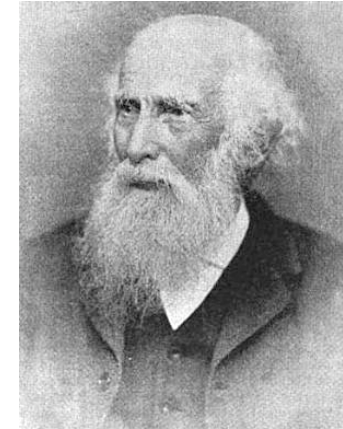
19世紀までの保険実務
解約返戻金の支払はなかった
没収していた

forfeiture

エリザ・ライトの働き

「かくして生命保険制度の中に、没収(*forfeiture*)に関する規則と問題についての革新的なやりかたが導入されることとなり、その結果もたらされた利害関係の相克にいらだちと困惑を覚えた数多くの没収論者の落胆や経営者たちの混乱にはかかわりなく、それ(*non-forfeiture*)が存続していくことになったのである。すでに述べたようにライトは、**平準保険料式生命保険における没収条項を、苛酷で我慢のならない悪弊であり、契約者に対するまぎれもない不正であると考え、自らその不正を改める戦いの指導者となった。**実際のところ、近代的な生命保険契約でごく普通に見られる三つの不没収条項が一般に設けられるようになったのは、いずれも主としてライトの言動のたまものであった。すなわち、かれは1861年に制定したマサチューセッツ州の不没収法において、契約を失効させた契約者に対し、完全に没収することなくなんらかのメリットを付与する方法として、**延長定期保険**の導入を行った。また、ライトのこの法制定のための動きがニューヨーク・ライフ社に大きな刺激を与えたことは間違いなく、同社では彼の動きを見越して、没収に代わるものとして**払済保険**の規定を1868年に設けることとした。さらにライトは、1880年にマサチューセッツ州で**解約価額法**(*cash value law*)を制定して、契約の失効時に**現金による払戻を実現**するに至り、一連の運動を完結したのである。」

(J.オウエン・スタルソン著「アメリカにおける生命保険マーケティング発達史」pp.530f.)



Elizur Wright (12 February 1804–22 November 1885)
エリザ・ライト

前ページのまとめ

- ① 1861年: マサチューセッツ州の不没収法
契約を失効させた契約者に対し、完全に没収することなくなんらかのメリットを付与する方法として、延長定期保険の導入を行った。
- ② 1868年: ニューヨーク・ライフ社
ライトに大きな刺激を受けて、没収に代わるものとして払済保険の規定をに設けた。
- ③ 1880年: マサチューセッツ州解約価額法(*cash value law*)を制定
契約の失効時に現金による払戻を実現した。

今日、解約返戻金が戻ってくることはあまりにも当然のことであるが、**歴史的には先人の努力によって勝ち取られたものである。**その後、1942年のガーティン^[1]法(NAICのモデル法)によって、最低不没収価格と最低責任準備金が確立された。これはその後多くの修正を受けたが、**本質的な考え方は変わっていない**^[2]。

[1] Alfred N. Guertin (1900 Hartford Connecticut – 1981 Princeton, N.J.)

[2] Presentation of the American Academy of Actuaries' Nonforfeiture Improvement Work Group (2007, chaired by John MacBain)

解約とは

【注】

以下、「**解除**」という言葉と「**解約**」
という言葉はあえて混同します

保険法 第三章 生命保険 第四節 終了

民法540条[デフォルト規定]

契約または法律の規定により当事者の一方
が解除権を有するときは、その解除は、相手
方に対する意思表示によつてする

(保険契約者による解除)

【任意規定】
保険法:第五十四条 保険契約者は、いつでも生命保険契約
を解除することができる。

+前ページの約款規定(第X条)

保険法 第三章 生命保険 第四節 終了

〔保険約款 例〕

第X条(解約) 保険契約者は、いつでも将来に向つて、契約を
解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、
その解約返戻金を保険契約者に支払います。

第X+1条(解約返戻金) 解約返戻金は、経過した年月数によ
り計算します。

保険法 第三章 生命保険 第四節 終了



約款上、契約者に
解除権(解約権)が
付与されている場合

- ★ 保険の解約は契約者の一方的な意思表示のみでよい
- ★ 保険会社の同意はいらない

民法 解除の効果

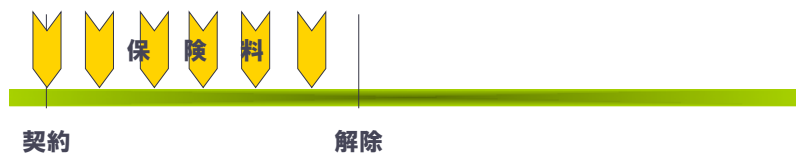
(解除の効果)

第五百四十五条 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。

2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならぬ。

3 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

この解除の効果が保険契約で作動したらどうなるか??



民法 解除の効果

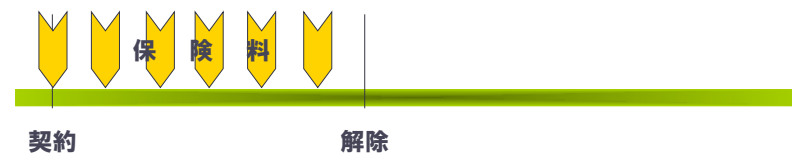
(解除の効果)

第五百四十五条 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。

2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならぬ。

3 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

過去に収入した保険料を返還しなければならなくなる



民法 解除の効果

(解除の効果)

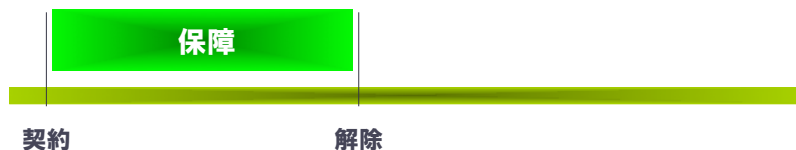
第五百四十五条 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。

2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならぬ。

3 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

この解除の効果が保障保険契約で作動したら現実的 無理か??

第三者の権利を侵害する可能性もある



民法 解除の効果

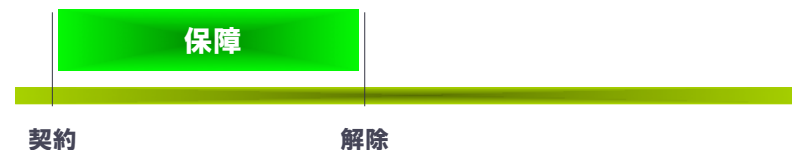
(解除の効果)

第五百四十五条 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。

2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならぬ。

3 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

過去の保障はそのまま放っておきたい



民法 解除の効果

(解除の効果)

第五百四十五条 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。

2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。

3 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

過去の**保険料**もそのまま放っておきたい



保険法 第三章 生命保険 第四節 終了

(解除の効力):保険法

第五十九条 生命保険契約の解除は、

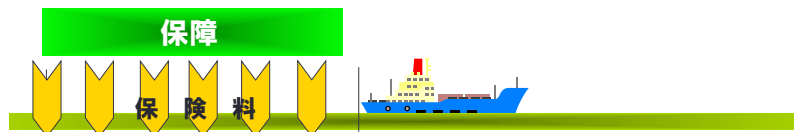
2 保険者は、次の各号に掲げる規定により生命保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める保険事故に関し保険給付を行う責任を負わない。

一 第五十五条第一項 解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。

二 第五十六条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。

三 第五十七条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故

将来に向かって効力を生じるとは
過去には遡及しない、ってこと 



民法 解除の効果

(解除の効果)

第五百四十五条 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。

2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。

3 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。




民法の一般原則＝「原状回復義務」を
特別法で打ち消しておかなければならない

解約と解約返戻金

〔保険約款 例〕

第X条(解約) 保険契約者は、いつでも将来に向かって、契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。

○ 「保険契約者は」  本人のみ、第三者ではダメ。配偶者も他人

○ いつでも契約を解約することができます。
▶ 民法540条により一方的に解除可能 

○ 将来に向かって
▶ 原状回復をしなくてもよい 

解約と解約返戻金

〔保険約款 例〕

第X条(解約) 保険契約者は、いつでも将来に向って、契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。

不没収 (*non-forfeiture*) を宣言している

エリザ・ライトの思想が生きている

契約当事者以外の者による解除の効力等

解約返戻金請求権の差押えと取立権に基づく解約件の行使
東京地裁平成10年8月5日

最高裁平成11年9月9日

論点1: 解約返戻金支払請求権を差し押さえたことは解約権を行使できるということか

論点2: 契約者貸付を行った場合その解約返戻金からその分を控除できるか

契約当事者以外の者による解除の効力等 (つづき)

東京地裁平成10年8月5日

論点1: 解約返戻金支払請求権を差し押さえたことは解約権を行使できるということか… **肯定**

論点2: 契約者貸付を行った場合その解約返戻金からその分を控除できるか… **肯定**

論点1につき保険会社が上告人、差押債権者を被上告人として最高裁で争った

契約当事者以外の者による解除の効力等 (つづき)

最高裁平成11年9月9日

請求棄却

・生命保険契約の解約権は、身分法上の権利と性質を異にし、その行使を保険契約者のみの意思に委ねるべき事情はないから、一身専属的権利ではない。

・また、生命保険契約の解約返戻金請求権は、保険契約者が解約権を行使することを条件として効力を生ずる権利であって、解約権を行使することは差し押さえた解約返戻金請求権を現実化させるために必要不可欠な行為である。したがって、差押命令を得た債権者が解約権を行使することができないとすれば、解約返戻金請求権の差押えを認めた実質的意味が失われる結果となるから、解約権の行使は解約返戻金請求権の取立てを目的とする行為というべきである。他方、生命保険契約は債務者の生活保障手段としての機能を有しており、その解約により債務者が高度障害保険金請求権又は入院給付金請求権等を失うなどの不利益を被ることがあるとしても、そのゆえに民事執行法一五三条により差押命令が取り消され、あるいは解約権の行使が権利の濫用となる場合は格別、差押禁止財産として法定されていない生命保険契約の解約返戻金請求権につき預貯金債権等と異なる取扱いをして取立ての対象から除外すべき理由は認められないから、解約権の行使が取立ての目的の範囲を超えるということではない。

保険法 第三章 生命保険 第四節 終了

(契約当事者以外の者による解除の効力等)

第六十条 差押債権者、破産管財人その他の死亡保険契約(第六十三条に規定する保険料積立金があるものに限る。次項及び次条第一項において同じ。)の当事者以外の者で当該死亡保険契約の解除をすることができるもの(次項及び第六十二条において「解除権者」という。)がする当該解除は、保険者がその通知を受けた時から一箇月を経過した日に、その効力を生ずる。

2 保険金受取人(前項に規定する通知の時ににおいて、保険契約者である者を除き、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限る。次項及び次条において「介入権者」という。)が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該通知の日に当該死亡保険契約の解除の効力が生じたとすれば保険者が解除権者に対して支払うべき金額を解除権者に対して支払い、かつ、保険者に対してその旨の通知をしたときは、同項に規定する解除は、その効力を生じない。

保険法 第三章 生命保険 第四節 終了

(保険料の返還の制限)

第六十四条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

- 一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫を理由として生命保険契約に係る意思表示を取り消した場合
- 二 死亡保険契約が第三十九条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が保険事故の発生を知って当該死亡保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

〔petit 解説〕

1. 限定列挙した理由は次のページの大串弁護士の記述を参照
2. 第1号は保険契約者等が詐欺などを働いたのでそれを原因として保険契約に係る意思表示を取り消した場合

(遡及保険)

第三十九条 死亡保険契約を締結する前に発生した保険事故に関し保険給付を行う旨の定めは、保険契約者が当該死亡保険契約の申込み又はその承諾をした時ににおいて、当該保険契約者又は保険金受取人が既に保険事故が発生していることを知っていたときは、無効とする。

2 略

保険法 第三章 生命保険 第四節 終了

(保険料積立金の払戻し)

第六十三条 保険者は、次に掲げる事由により生命保険契約が終了した場合には、保険契約者に対し、当該終了の時ににおける保険料積立金(受領した保険料の総額のうち、当該生命保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分を含む。)を払い戻さなければならない。ただし、保険者が保険給付を行う責任を負うときは、この限りでない。

- 一 第五十一条各号(第二号を除く。)に規定する事由
- 二 保険者の責任が開始する前における第五十四条又は第五十八条第二項の規定による解除
- 三 第五十六条第一項の規定による解除
- 四 第九十六条第一項の規定による解除又は同条第二項の規定による当該生命保険契約の失効

(1) 改正前商法の趣旨

保険契約が当初より無効であったり取り消されたりした場合、保険料の取扱いにつき保険法に特段の定めがないと仮定すると、民法703条または民法704条の規定により、保険者は受領済みの保険料を不当利得として保険契約者に返還しなければならないのが原則である。ただし、民法705条が債務の不存在を知って弁済した者は、その給付したものの返還を請求することができないと定めていることから、保険契約者は、保険契約が無効であることを知って保険料を支払った場合には、保険料の返還を請求することはできない。また、民法708条が不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができないと定めており、ここでいう不法は公序良俗違反をいうと解されていることから、公序良俗により保険契約が無効となった場合(民法90条)は、保険契約者は、支払い済みの保険料の返還を請求することができない。

これに対し、改正前商法は、保険契約の全部または一部が無効である場合、保険契約者および被保険者(生命保険の場合は、保険金受取人。以下、保険契約者と被保険者または保険金受取人をあわせて「保険契約者等」という)が善意かつ無重過失のときに限り、保険者に対して保険料の全部または一部の返還を請求することができる旨を定めていた(改正前商法643条、同683条で準用)。

したがって、改正前商法の規定は、保険契約者が保険契約の無効につき重過失により知らなかった場合は、保険料の返還を請求できないとしている点、また、保険契約者自らは保険契約の無効につき善意無重過失でも被保険者(生命保険の場合は、保険金受取人)が悪意または重過失である場合は、保険料の返還を請求できないこととしている点の2点において、民法の不当利得に関する規律を保険契約者に厳しい方向で変更させるものであった。そして、かかる規定の趣旨は、悪意重過失ある保険契約者等に制裁を加える趣旨と解されてきた。

(2) 改正の経緯

改正前商法643条(683条1項で準用される場合を含む)は、保険契約が無効とされる原因となった事由を問わず保険契約者等のいずれかが悪意重過失の場合に保険料返還を請求できないことを定めていたため、たとえば、未成年者が法定代理人の同意を得ずに保険契約を締結した場合、未成年者は取消事由について悪意であるため、保険料の返還が認められないということとなり、未成年者を保護しようとする民法の趣旨に反する等、民法その他の法律における表意者保護の規定の趣旨を没却するおそれがあるという問題があった。そこで、新法では、制裁という改正前商法の規定の趣旨にふさわしい事由を、保険料を返還しない場合として限定列挙することとされた。

保険法 第三章 生命保険 第四節 終了

民法

(詐欺又は強迫)

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。(取消しの効果)

第二百一十一条 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

無効であると判断される前に履行された債務については法律上の原因なく利益が移転したことになるので不当利得として返還義務を生じることになる。

第四章 不当利得

(不当利得の返還義務)

第七百三条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益者」という。)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

(悪意の受益者の返還義務等)

第七百四条 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(債務の不存在を知った弁済)

第七百五条 債務の弁済として給付をした者は、その時において債務の存在しないことを知っていたときは、その給付したものの返還を請求することができない。

約款記載事項

本件各保険契約の保険料の支払は、月払で口座振替の方法によるものとされたところ、本件保険約款には、月払の保険料の弁済期と本件各保険契約の失効に関して次のような定めがある(以下、「本件無催告失効条項」という)。

- ① 第2回目以後の保険料は、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで(以下「払込期月」という。)の間に払い込む。
- ② 第2回目以後の保険料の払込みについては、払込期月の翌月の初日から末日までを猶予期間とする。
- ③ ②の猶予期間内に保険料の払込みがないときは、保険契約は、猶予期間満了日の翌日から効力を失う。
- ④ ②の猶予期間内に保険給付の支払事由が生じたときは、支払うべき保険給付の金額から未払保険料の金額を差し引く。
- ⑤ 保険料の払込みがないまま②の猶予期間が過ぎた場合でも、払い込むべき保険料と利息の合計額が解約返戻金の額(当該保険料の払込みがあったものとして計算し、保険契約者に対する貸付けがある場合には、その元利金を差し引いた残額)を超えないときは、自動的にYが保険契約者に保険料相当額を貸し付けて保険契約を有効に存続させる。当該貸付けは猶予期間満了日にされたものとし、その利息は年8%以下のY所定の利率で計算したものとす。
- ⑥ 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して1年以内(本件医療保険契約の場合)又は3年以内(本件生命保険契約の場合)であれば、Yの承諾を得て、保険契約を復活させることができる。この場合におけるYの責任開始期は、復活日とする。



保険契約に関する最近の話題から

無催告失効条項

東京高判平成 21 年 9 月 30 日(平成 21 年(ホ)第 207 号、生命保険契約存在確認請求控訴事件)(上告)判タ 1317 号 72 頁、金判 1327 号 10 頁、金法 1882 号 82 頁、NB L916 号 72 頁
原審:横浜地判平成 20 年 12 月 4 日(平成 20 年(ワ)第 721 号、生命保険契約存在確認請求事件)金判 1327 号 19 頁、金法 1882 号 91 頁

民法(基本原則)

第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

民法(解除権の行使)

第五百四十条 契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする。

2 前項の意思表示は、撤回することができない。

民法(履行遅滞等による解除権)

第五百四十一条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

消費者契約法(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 民法、商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一端的に害するものは、無効とする。

論点	裁判所の判断
民法540第1項同541条	第2回目以後の保険料の支払に関して上記のような定めを内容とする本件無催告失効条項は、保険契約者がその保険料支払債務を履行しない場合に保険者がその履行の催告をすることを要しないとしている点及び保険者が保険契約者に対して契約解除の意思表示をすることを要しない点において、同法の公の秩序に関しない規定(同法540条1項及び541条)の適用による場合に比し、消費者である保険契約者の権利を制限しているものであることは、明らかである。
消費者契約法第10条	本件無催告失効条項は、消費者である保険契約者側に重大な不利益を与えるおそれがあるのに対し、その条項を無効にすることによって保険者であるYが被る不利益はさしたるものではないのである(現状の実務の運用に比べて手間やコストが増大するという問題は約款の規定を整備することで十分回避できる。)から、民法1条2項に規定する基本原則である信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるといわざるを得ない。以上によれば、本件無催告失効条項は、消費者契約法10条の規定により無効になるというべきである。
実体的に保険会社が催告などを行っていることについて	本件で、問題になっているのは、本件無催告失効条項自体が消費者契約法10条の規定により無効となるかどうかであって、Yが約款外の実務においてそのような措置をとっていること(なお、これは保険契約上の義務として行っているものでないことが明らかであるから、保険契約者のためには、 根拠的 なものにすぎない。)は、本件保険約款自体の有効性を判断する際に考慮すべきであるといふことはできない
復活や振替貸付の存在について	復活は可能かどうかは定かではなく、振替貸付は解約返戻金が溜まっていないと機能しない。
消費者契約法第10条は条項の無効有効のみを判断する	民法、商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の 条項 であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、 無効とする 。

新たな債権法制定と損害賠償額算定に関するトピック

金利の議論は思ったより重い

最高裁判所による判断

事件名: 生命保険契約存在確認請求事件

裁判年月日: 平成24年03月16日

法廷名: 最高裁判所第二小法廷

裁判種別: 判決

結果: 破棄差戻し

原審裁判所名: 東京高等裁判所

原審裁判年月日: 平成21年09月30日

判示事項

保険料の払込みがされない場合に履行の催告なしに生命保険契約が失効する旨を定める約款の条項の、消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」該当性

裁判要旨

生命保険契約に適用される約款中の保険料の払込みがされない場合に履行の催告なしに保険契約が失効する旨を定める条項は、(1)これが、保険料が払込期限内に払い込まれず、かつ、その後1か月の猶予期間の間にも保険料支払債務の不履行が解消されない場合に、初めて保険契約が失効する旨を明確に定めるものであり、(2)上記約款に、払い込むべき保険料等の額が解約返戻金の額を超えないときは、自動的に保険会社が保険契約者に保険料相当額を貸し付けて保険契約を有効に存続させる旨の条項が置かれており、(3)保険会社が、保険契約の締結当時、上記債務の不履行があった場合に契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う実務上の運用を確実にしているときは、消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に当たらない。(反対意見がある。)

参照法条

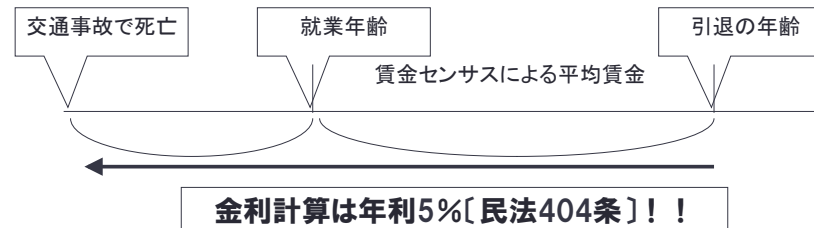
消費者契約法10条、民法91条、民法541条、商法(平成17年法律第87号による改正前のもの)第3編第10章 保険、保険法第3章 生命保険、保険法第4章 傷害疾病定額保険

金利計算から見る損害賠償における中間利息の理論と賠償保険に与える影響

$$\text{逸失利益} = \text{死者の得べかりし年間収入} \times \text{稼働可能年数} - \text{生活費} - \text{中間利息}$$

4歳の女兒が交通事故で死亡した例:

18歳で就職し67歳まで49年間就労する。平均賃金として年間約488万円、生活控除率は45%[平成16年7月27日 さいたま地裁判決]



ライブニッツ法: 複利計算

ホフマン法: 単利計算

金利計算から見る損害賠償における中間利息の理論と賠償保険に与える影響

逸失利益＝死者の得べかりし年間収入×稼働可能年数－生活費－中間利息

死者の得べかりし年間収入×稼働可能年数－生活費

$$4,881,100 \times (1-0.45) \times 49 = 131,545,645$$

中間利息の計算をした後の実際の逸失利益

$$4,881,100 \times (1-0.45) \cdot \left(v \frac{1-v^{49}}{1-v} \right) \cdot v^{(18-5)} = 25,866,169$$

金利	中間利息	控除後の逸失利益
5%	105,679,476	25,866,169
4%	97,137,063	34,408,582
3%	84,927,479	46,618,166
2%	67,104,387	64,441,258
1%	40,521,428	91,024,217
0%	0	131,545,645

金利計算から見る損害賠償における中間利息の理論と賠償保険に与える影響

裁判では、この逸失利益に加えて

1. 被害者への慰謝料(2,000万円)
2. 両親への慰謝料(各150万円)
3. 弁護士費用(470万円)などが認められている

【死亡慰謝料】

【日弁連交通事故相談センター「交通事故損害額算定基準」2004年(平成16)】

一家の支柱 2,600万円～3,000万円
 母親・配偶者 2,300万円～2,600万円
 その他 2,000万円～2,400万円

【自賠責保険】

死亡による損害 葬儀費用・慰謝料・死亡しなければ得られた収入など 最高3000万円まで
 死亡に至るまでの損害 治療費・慰謝料・休業損害など 最高120万円まで 650万円

【任意保険】

被害者が一家の支柱である場合 1,500万円～2,000万円
 被害者が18歳未満である場合(有職者を除く。) 1,200万円～1,500万円
 被害者が高齢者である場合 1,100万円～1,400万円
 被害者が上記以外の場合 1,300万円～1,600万円
 ※保険会社により上記金額は異なる場合があります。

金利計算から見る損害賠償における中間利息の理論と賠償保険に与える影響

債権法改正の基本方針[別冊NBL126]

【3.1.1.48】(法定利息)

- 法定利率の定め方は、固定方式から変動方式に移行するものとする
- 民法には2種の法定利率(短期・長期)を定める。短期をさらに2種に分かるか否かは別途検討を要するが、商事の特則を置くか否かは商法に委ねるものとする
- 利率の決定方法としては、市場金利との連動をはかる方法を用いるものとする
- 規定の位置については、別途検討を要する。

【3.1.1.49】(中間利息の控除)

- 人身損害の場合の損害額の算定につき中間利息の控除を行う場合には、長期の法定利率によるものとする。
- それ以外の場合の中間利率の控除については、基準時を定めてその時点での短期の法定利率によるものとする。

金利計算から見る損害賠償における中間利息の理論と賠償保険に与える影響

債権法改正の基本方針[別冊NBL126]

【3.1.1.49】(中間利息の控除)

- 人身損害の場合の損害額の算定につき中間利息の控除を行う場合には、長期の法定利率によるものとする。

以下略

基準金利の過去40年分(あるいは30年分)の平均を用いることが考えられる。ちなみに公定歩合を基準金利とすると、過去40年間の平均値＝3.47%、過去30年間の平均値＝2.59%。

現行裁判による値	過去40年間の平均で計算	過去30年間の平均で計算
25,866,169円	40,321,284円	53,102,940円
----	1.56倍	2.05倍

自動車や傷害関連の保険料はどうなるでしょうか？少なくとも死亡に関してはかなり保険料は上昇するでしょう

債権法改正についての法制審議会資料から

法定利率（民法第404条関係）

(1) 変動制による法定利率

民法第404条が定める法定利率を次のように改めるものとする。

ア 法改正時の法定利率は年〔3パーセント〕とするものとする。

イ 上記アの利率は、下記ウで細目を定めるところに従い、年1回に限り、基準貸付利率（日本銀行法第33条第1項第2号の貸付に係る基準となるべき貸付利率をいう。以下同じ。）の変動に応じて〔0.5パーセント〕の刻みで、改定されるものとする。

ウ 上記アの利率の改定方法の細目は、例えば、次のとおりとするものとする。

(7) 改定の有無が定まる日（基準日）は、1年のうち一定の日に固定して定めるものとする。

(イ) 法定利率の改定は、基準日における基準貸付利率について、従前の法定利率が定まった日（旧基準日）の基準貸付利率と比べて〔0.5パーセント〕以上の差が生じている場合に、行われるものとする。

(ウ) 改定後の新たな法定利率は、基準日における基準貸付利率に所要の調整値を加えた後、これに〔0.5パーセント〕刻みの数値とするための所要の修正を行うことによって定めるものとする。

（注1）上記イの規律を設けない（固定制を維持する）という考え方がある。

（注2）民法の法定利率につき変動制を導入する場合における商事法定利率（商法第54条）の在り方について、その廃止も含めた見直しの検討をする必要がある。

債権法改正についての法制審議会資料から

(2) 法定利率の適用の基準時等

ア 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、利息を支払う義務が生じた最初の時点の法定利率によるものとする。

イ 金銭の給付を内容とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、当該債務につき債務者が遅滞の責任を負った最初の時点の法定利率によるものとする。

ウ 債権の存続中に法定利率の改定があった場合に、改定があった時以降の当該債権に適用される利率は、改定後の法定利率とするものとする。

(3) 中間利息控除

損害賠償額の算定に当たって中間利息控除を行う場合には、それに用いる割合は、年〔5パーセント〕とするものとする。

（注）このような規定を設けないという考え方がある。また、中間利息控除の割合についても前記(1)の変動制の法定利率を適用する旨の規定を設けるという考え方がある。

保険契約者の変更について

生命保険契約のセカンダリーマーケット

保険契約者の変更

保険契約者の変更については保険法には記載がない

→ 約款に任されている

通常の約款上の書きぶり（定期保険普通保険約款）

第30条（保険契約者の変更）

保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

参考〔簡易保険法〕→「被保険者の同意」だけでよかった

（保険契約者の地位の任意承継）

第五十七条

終身保険、定期保険、養老保険（契約者死亡後自動継続養老保険を除く。）又は介護割増年金付終身年金保険の保険契約においては、保険契約者は、被保険者の同意を得て、第三者に保険契約による権利義務を承継させることができる。ただし、介護割増年金付終身年金保険、終身年金保険付終身保険又は定期年金保険付終身保険の保険契約にあっては、年金支払事由発生日以後は、この限りでない。

〔現在のかんぽ生命の「普通養老保険約款」〕

第23条（保険契約者の変更）

（1）保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、第三者に保険契約の基本契約による権利義務を承継させることができます。

（以下略）

死亡保障保険に於ける日本の生前給付保障

- ・ 高度障害保険金

両眼の視力の喪失・両上肢の機能の喪失・両下肢の機能の喪失など重い障害状態を負った場合、死亡保険金と同額を支払い、保険契約は終了する。

- ・ 保険料払込免除

高度障害状態まで至らない、傷害を原因とする身体障害状態で比較的高度なもの、例えば1眼の視力の喪失などの場合、以後の保険料支払を免除する。

- ・ リビング・ニーズ特約

被保険者が余命6ヶ月と医師により判断された場合に、保険金から6ヶ月分の金利と6ヶ月分の保険料を控除して保険金を支払う制度。保険業法では「医師の診断」となっているが、現実には医師は「余命6ヶ月」の「診断」はしない。意見のみを徴収する。

セカンダリーマーケットの諸相

- いわゆる保険契約売買（個別売買）

- 個人（特に高齢層）における新たなファイナンスの手段

- 集合的な保険契約群が生成するキャッシュフローの売買（証券化はこの類型）

- 集合的なキャッシュフローによるデリバティブ取引（更にそこからのアービトラージの確保）

- その他???

セカンダリーマーケットの諸相

- いわゆる保険契約売買（個別売買）

この中には

- ▽ すでに不要となった保険契約の体況整合的な価格での売買

- ▽ 価格が下落した変額年金等を解約控除を減じた値による売買（これは体況には因らない）

- ▽ 購入後直ぐに売買業者に転売をすることを意図して購入する消費者行動（STOLIと呼ばれる）

セカンダリーマーケットの諸相

- 個人（特に高齢層）における新たなファイナンスの手段

類似の制度

- ▽ リバースモーゲージ

なぜ必要とされるか

- ▽ 震災後・景気低迷下での（特に高齢層の）ファイナンス手段

- ▽ GDPを若干でも押し上げる作用がある

セカンダリーマーケットの諸相

- 集合的な保険契約群が生成するキャッシュフローの売買（証券化はこの類型）
- 集合的なキャッシュフローによるデリバティブ取引（更にそこからのアービトラージの確保）

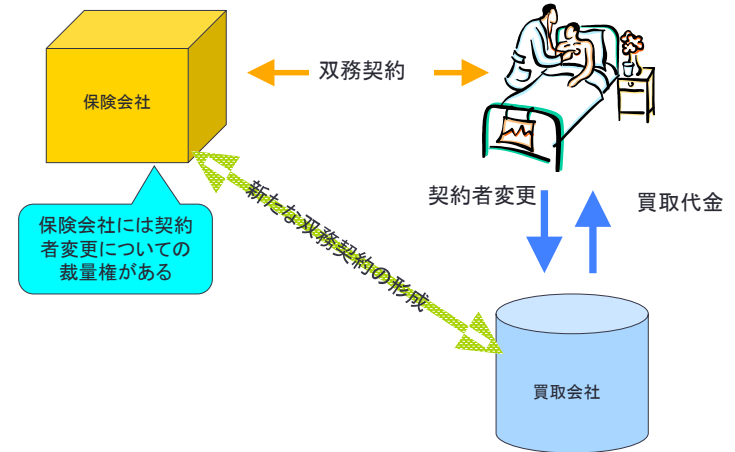
非常に多岐にわたる類型が存在する

▽ 現にある100~500の保険契約群から発生するキャッシュフローを証券化する

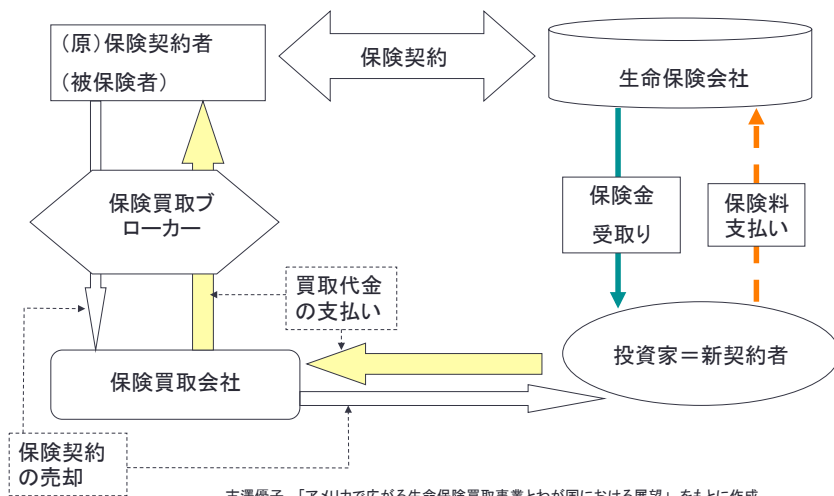
▽ そのキャッシュフローをミミックすることで生成されるデリバティブ

▽ そのデリバティブの計測ミスアービトラージとするデリバティブなど

生命保険契約の売買と保険契約者変更

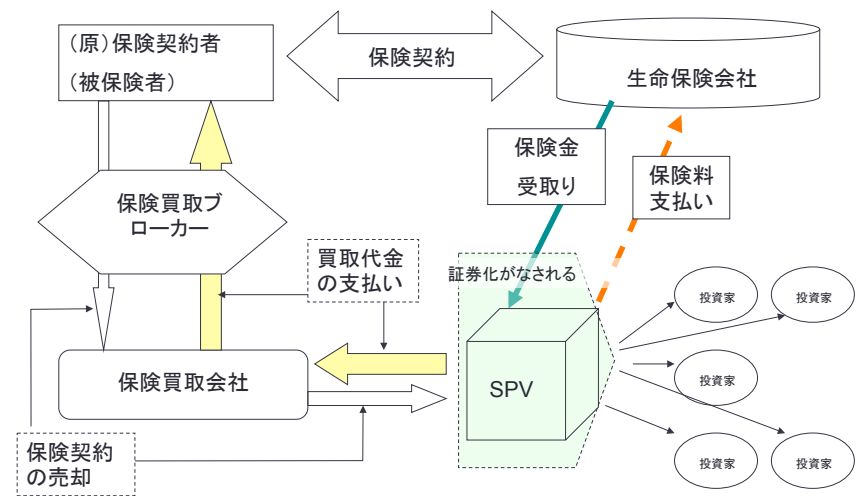


バニラ・フレーム(1)



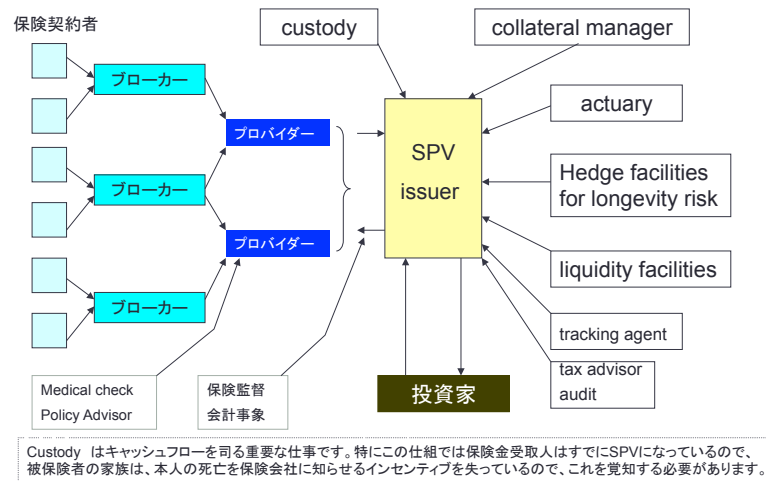
古澤優子 「アメリカで広がる生命保険買取事業とわが国における展望」をもとに作成

バニラ・フレーム(2)



Structure of the SPV using the LSP

from Aspinwall=Chaplin=Venn: "Life Settlement and Longevity Structure" page 83.



当該買取についての売買価額

① 売買代金	849万円
② ①に加えXの妻に弔慰金(但し、以下のとおり)	
□ 平成17年に死亡した場合	849万円
□ 平成18年に死亡した場合	566万円
□ 平成19年に死亡した場合	283万円
□ 平成20年に死亡した場合	141.5万円
□ 平成21年以降に死亡した場合	56.6万円

このやり方には利点がある。すなわち、支払保険料やその他コストの相殺ができることと、被保険者の死亡が設定者に伝達されない可能性を封じるためである

本裁判の経緯

最高裁判所平成18年10月12日(不受理決定)
 東京高裁平成18年3月23日判決(控訴棄却・上告受理申し立て)
 東京地裁平成17年11月17日判決(請求棄却・控訴)

▶経緯

平成元年11月1日 原告(控訴人)XはY生命保険会社と契約締結

死亡保険金 3,000万円(契約者貸付があり2,830万円)

平成2年ごろ Xは肝炎と診断、平成5年ごろから長い闘病生活に入る

平成7年ごろ 食道静脈瘤

平成14年 肝癌と診断され手術 術後は中程度の肝臓障害で生存も、通常勤務にも就けず、妻の収入12万円で暮らす

平成16年 長男の大学入学で4年間で500万円程度の費用の捻出も必要となった
 このような学費・療養費の捻出のため米国の買取会社に売り渡しの契約を行った。
 このときの通常の解約返戻金は28万円程度

原告側の主張

・裁判上での原告X側の主張

- ①約款上、被告Yには、同意を拒否する正当な利益がない以上、同意すべき義務がある
- ②仮に同意義務がないとしても、Yの同意拒否は権利濫用である〔以上は東京地裁での主張〕
- ③Yが同意を拒否すれば、Xに甚大な不利益を及ぼす反面、Y社には格別の不利益はない
- ④譲受人(買取会社)の人格が問題となるだろうが、その問題はXの窮状に比べれば極微の問題にすぎない
- ⑤約款上では条件付で「・・・できます」とあるが、このような書き方では、どのような場合に拒否されるのか、保険の専門家ではないXにはわからない
- ⑥YはXの契約締結後に作成された社内内規を持ち出して訴求しているが、これは法の本旨に外れる主張である

高等裁判所判断の判決理由

- ・ 裁判所の判断
- ① 双務契約の当事者の地位の包括的な譲渡については、通常相手方の承諾がなければ、その効力が生じないものと解されている
- ② したがって、特段の法令、約定などが無い限り、保険契約の当事者の一方である保険契約者の変更についての承諾は他方当事者の保険者の裁量に任されているが、特段の法令もなくまた約定も認定されないことから、諾否は保険者の裁量の範囲内である
- ③ 本件は利息制限法の適用ならびにモラルリスクの不存在など斟酌しなければならない事柄が多すぎる。したがって個別事案として考慮する範囲を越えている
- ④ 確かに、Xの窮状は解消されないおそれが高いが、だからといって、現時点においてYが同意を拒否したことが権利濫用又は信義則違反に当たるといえることはいえない
- ⑤ 個別事案の解決は困難な問題である

生命保険契約の売買と保険契約者変更

- ・ 演習：契約者変更ができないとどのような問題が発生するのか
- 1. 保険料を支払う義務があるのは保険契約者であるのに、契約者変更ができないと、実際の支払者と義務負担者が異なり、権利義務関係に問題が生じる
- 2. 保険金受取人の変更が出来る人は誰でしたっけ？そして、保険金受取人の変更に関し現受取人の通知や承諾は必要でしたか？

裁判所が引用した”貸金業の規制等に関する法律” 現 貸金業法

第1章 総則（目的）

第1条 略

（定義）

第2条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

（1）乃至（5）略

2 以下略

（貸付条件等の揭示）

第14条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、次の各号に掲げる事項を揭示しなければならない。

(1) 貸付けの利率（利息及びびみなし利息（礼金、割引金、手数料、調査料、その他何らの名義をもつてするを問わず、金銭の貸付けに関し債権者の受ける元本以外の金銭（契約の締結及び債務の弁済の費用を除く。）をいう。以下この号において同じ。）の総額（1年分に満たない利息及びびみなし利息を元本に組み入れる契約がある場合にあっては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金銭を含む。）を内閣府令で定める方法によつて算出した元本の額で除して得た年率（当該年率に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を100分率で表示するものをいう。以下同じ。）

(2) 返済の方式

(3) 返済期間及び返済回数

以下略

生命保険契約の売買と保険契約者変更

日本で実際に買取が実現した例

- ・ 保険種類 定期特約付養老保険
 - ・ 被保険者 男性 56才
 - ・ 保険金額 300万円
 - ・ 解約返戻金 32万円
 - ・ 買い取り額 210万円
 - ・ 被保険者の身体情報 糖尿病と末期がん
- 保険契約は郵政の「簡易保険」（保険契約者の地位の任意承継ができることを思い出しましょう）
 (株)リスク・マネジメント社ホームページより

https://viatical.jp/sample_usa.htm

おわりにあたって

本日は多種多様な生命保険の様相を裁判を通して見てきました

1. アクチュアリーになろうが別の職種を選ぼうが、最低限の法律の知識は必要
2. 特に債権法と不法行為については概論レベルでも知っているとうい
3. 保険法は短いものでもあるので概要を知るべきです